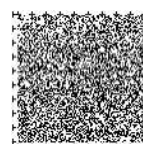


世田谷区みどりの行動計画 及び
生きものつながる世田谷プラン行動計画
(令和 6 年度～令和 9 年度)



目 次

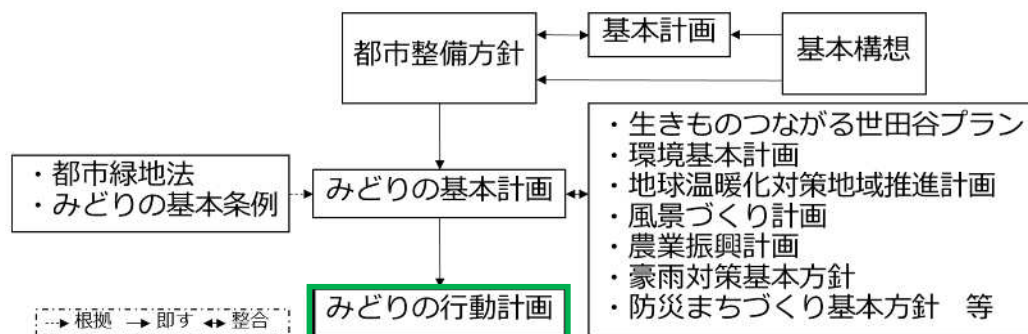
1. 行動計画の位置づけ	1
2. 世田谷区におけるみどりや生きものの状況	2
3. これまでの行動計画の評価	
【1】みどりの基本計画（みどりの行動計画）	14
【2】生きものつながる世田谷プラン（生きものつながる世田谷プラン 行動計画）	21
4. 行動計画（令和6年度～令和9年度）	26
基本方針－1 水循環を支えるみどりを保全する	
1-1 国分寺崖線の保全	29
1-2 水環境の維持・増進	32
1-3 農のみどりの継承	34
1-4 社寺林・屋敷林などのみどりの保全	36
基本方針－2 核となる魅力あるみどりを創出する	
2-1 公園緑地の整備	41
2-2 公園緑地の管理運営	44
2-3 区民がふれあえる水辺の再生	46
基本方針－3 街なかに多様なみどりをつくり、つなげる	
3-1 民有地のみどりづくり	47
3-2 みどりの公共・公益施設づくり	52
3-3 新たなみどりの創出	55
3-4 外来種や野生生物への対応	56
3-5 みどりによる安全な街づくり	57
基本方針－4 みどりと関わる活動を増やし、協働する	
4-1 みどりを守り育てる活動の活性化	58
4-2 みどりに関する情報の管理・発信	62
基本方針－5 みどりと関わる暮らしを楽しみ、伝える	
5-1 みどりに関する普及啓発	63
5-2 みどりのために行動する人材の育成	66
5-3 みどりとともにある歴史・文化の継承	69
5. 次期計画の策定に向けて	71

1. 行動計画の位置づけ

(1) みどりの行動計画

みどりの行動計画は、区が2018（平成30）年に策定した「みどりの基本計画」の推進に向けて、各取り組み方針に応じた個別取り組みの内容と目標を示すもので、区が主体となって、区民、事業者と協働しながら個別取り組みを推進していくものです。

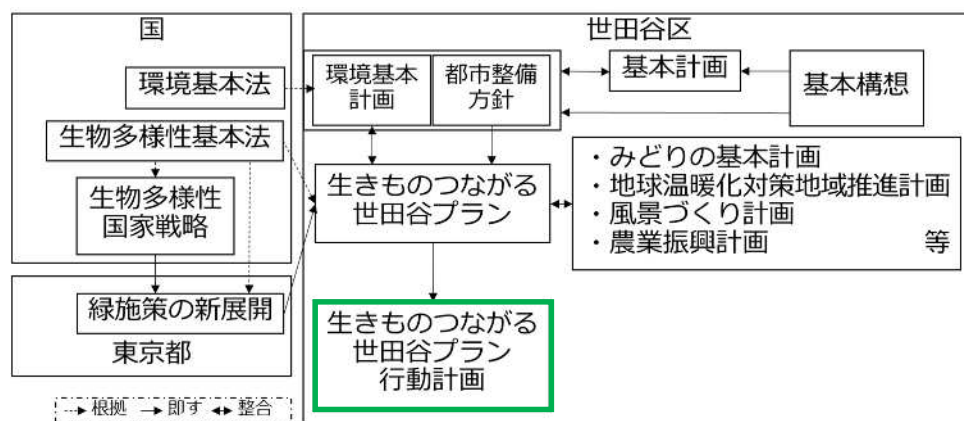
取り組みの推進により、世田谷の良好なみどりの充実を一層実現し、笑顔があふれる世田谷の街を将来に引き継いでいきます。



(2) 生きものつながる世田谷プラン行動計画

生きものつながる世田谷プラン行動計画は、区が2017（平成29）年に策定した「生きものつながる世田谷プラン」の推進に向けて、各取り組み方針に応じた個別取り組みの内容と目標を示すもので、区が主体となって、区民、事業者と協働しながら個別取り組みを推進していくものです。取り組みの進行にあたっては、各計画と整合を図りながら進めています。

取り組みの推進により、区民との協働により生物多様性の保全と持続可能な利用を進め、生きものとともにある暮らしと、みどり豊かな環境を次代に伝えていきます。



なお、みどりと生きものの関係は相互に補完しあうため、「みどりの基本計画行動計画」及び「生きものつながる世田谷プラン行動計画」は一体的に進行を管理しています。

※区の外郭団体である(一財)世田谷トラストまちづくりの個別取り組みは、区の施策と密接に関連していることから、行動計画に含めます。

2. 世田谷区におけるみどりや生きものの状況

(1) 全体のみどり面の現況

2021（令和 3）年度に実施したみどりの資源調査によると、みどり率は 24.38%で、前回調査（2016（平成 28）年度）より 0.80 ポイント減少しました。緑被変化のうち、増加したものは公園内の緑地等や屋上緑地であり、それ以外の区分は減少し、特に樹林地は大きく減少しています。

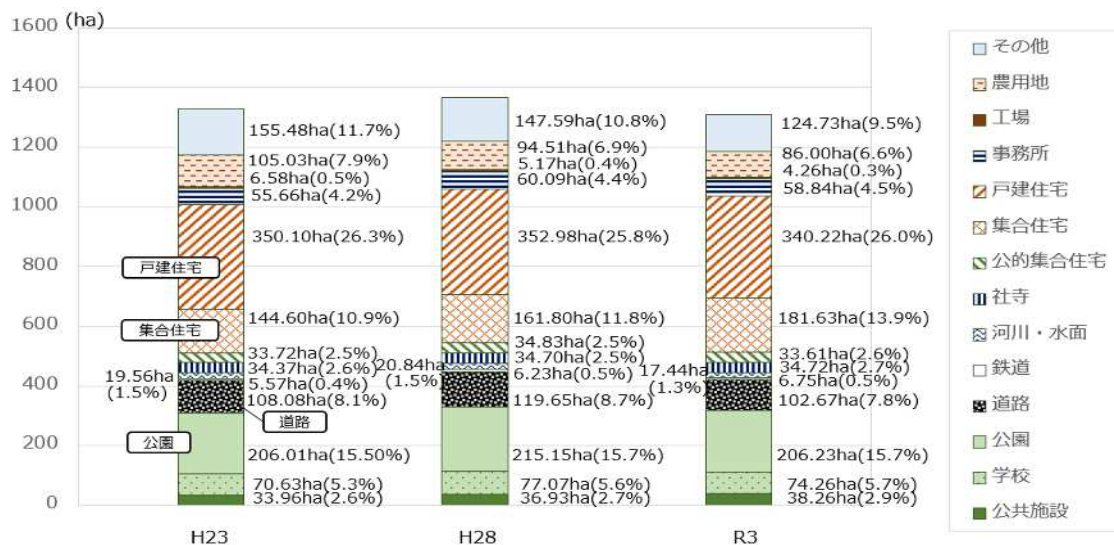
【表 1】みどり面の推移とみどり率

区分			2006(平成18)年度		2011(平成23)年度		2016(平成28)年度		2021(令和3)年度	
			調査		調査		調査		調査	
			面積 (ha)	割合	面積 (ha)	割合	面積 (ha)	割合	面積 (ha)	割合
みどり面	緑被	樹林地	963.3	16.58	967.76	16.66	1,011.48	17.42	963.19	16.59
		草地	289.76	4.99	230.44	3.97	230.46	3.97	225.78	3.89
		農地	131.14	2.26	113.07	1.95	104.41	1.8	97.82	1.69
		屋上緑地	10.22	0.18	18.08	0.31	21.17	0.36	22.83	0.39
		緑被計（緑被率）	1,394.42	24.01	1,329.35	22.89	1,367.52	23.56	1,309.62	22.56
	水面		28.71	0.49	28.11	0.48	23.28	0.4	26.88	0.46
	公園内の裸地・構造物		61.66	1.06	71.36	1.23	70.73	1.22	78.83	1.36
	みどり面計（みどり率）		1,484.79	25.56	1,428.82	24.6	1,461.54	25.18	1,415.34	24.38
その他			4,323.60	74.44	4,379.58	75.4	4,343.36	74.82	4,389.57	75.62
世田谷区全域面積 (ha)			5,808.40		5,808.40		5,804.90		5,804.90	

(2) 土地利用別の緑被面積

増加が最も大きい土地利用は「集合住宅」でした。集合住宅は敷地数、敷地面積ともに増加しており、緑地が確保された集合住宅が増加していると考えられます。

一方、緑被面積の減少が大きい土地利用は、「道路」や「戸建住宅」でした。道路は、接する敷地の樹木が少なくなったことにより緑被面積が減少したことが要因の一つと考えられます。また、区内の約 3 割を占める戸建住宅については、小規模な敷地の増加による緑被面積の減少が見られました。



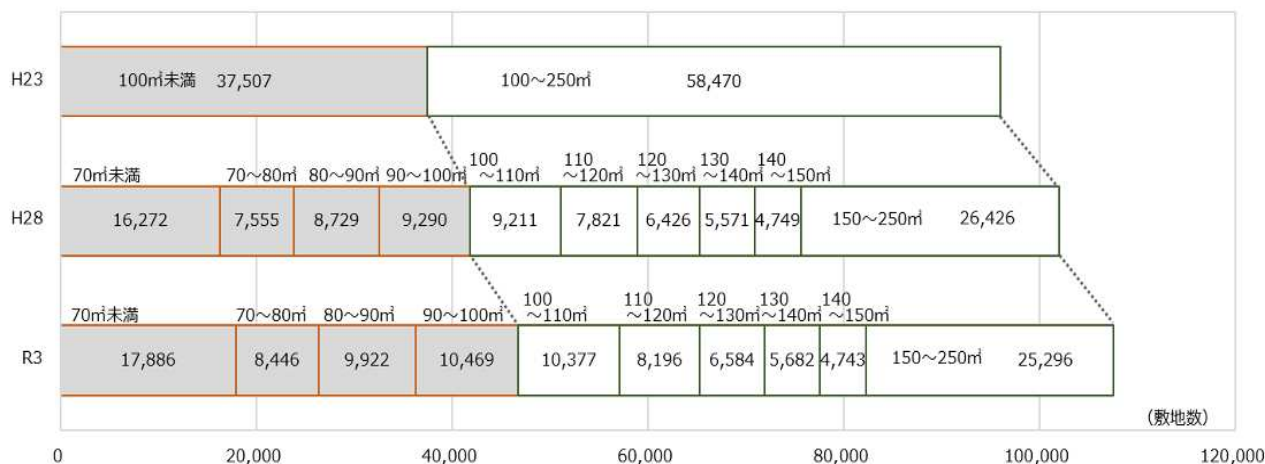
【図 1】土地利用別緑被面積の推移

(3) みどりの変化の概要（緑被の主な減少要因）

i) 敷地の細分化による樹木の減少

独立住宅の敷地面積 150 m²未満の敷地数は、2016（平成 28）年調査、2021（令和 3）年調査共に増加しており、引き続き敷地の細分化が進んでいます。150 m²未満の独立住宅で敷地数が特に増えているのは、110 m²未満のものであり、このような小規模な独立住宅では緑化余地がほとんどないため、小規模な独立住宅が増えることで緑被面積が減少することとなります。

緑被率が比較的高い玉川地域、砧地域、烏山地域では、敷地の細分化が可能な屋敷林等を有する住宅地が多いため、緑被率の減少も大きくなっています。



【図 2】戸建住宅敷地面積の推移



【図 3】敷地細分化による緑被減少事例（喜多見四丁目）

ii) 敷地規模の大きい施設整備による樹木、草地の減少

2016（平成 28）年からの 5 年間に、複数の敷地規模の大きい住宅団地をはじめとして、比較的規模が大きい敷地において、施設整備による樹木地や草地が減少した事例が多くありました。

【表2】樹木地数の変化

樹木地 面積規模	箇所数			樹木地面積(ha)		
	平成28年	令和3年	変化	平成28年	令和3年	変化
10㎡未満	159,881	162,394	2,513	54.14	60.21	6.07
10～100㎡	69,827	75,903	6,076	213.74	227.28	13.54
100～300㎡	9,699	9,680	-19	161.97	159.83	-2.14
300～500㎡	2,017	1,911	-106	77.25	73.23	-4.02
500～1000㎡	1,432	1,327	-105	98.67	91.03	-7.63
1000～5000㎡	883	806	-77	170.79	150.15	-20.64
5000㎡以上	129	117	-12	227.77	196.20	-31.56
合計	243,868	252,138	8,270	1,004.32	957.94	-46.38

※面積は小数第3位を四捨五入

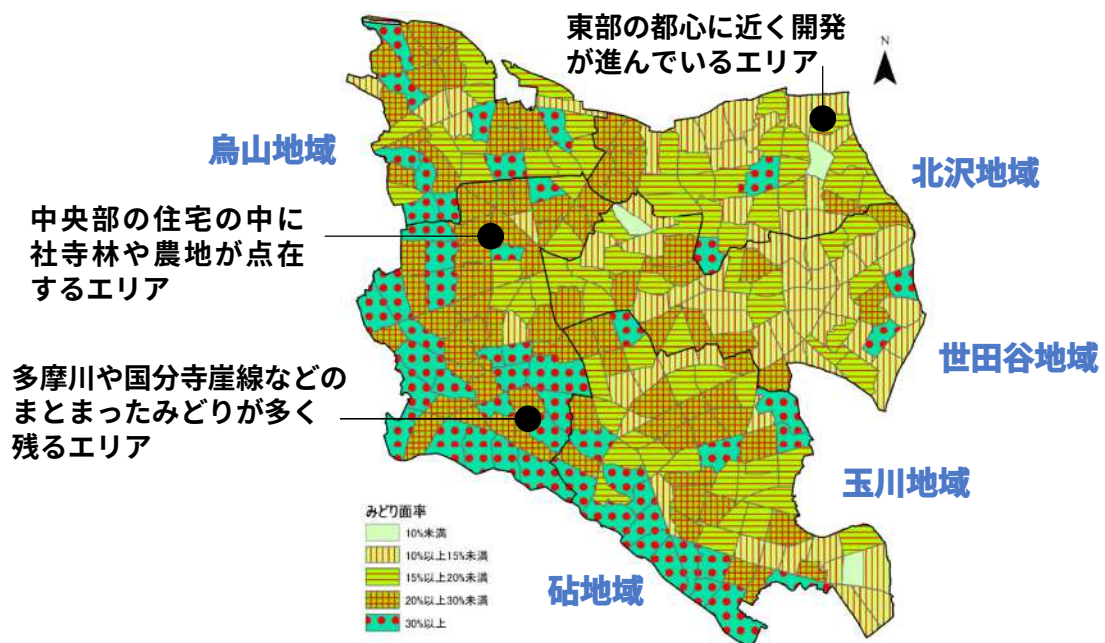
iii) 宅地化による農地の減少

宅地化による農地の減少(6.59ha 減少)も続いています。農地は敷地全体が緑被のため、1箇所当たりの減少面積が大きくなります。

(4) 地域別のみどりの現況

町丁目別のみどり率は以下のとおりで、西部・南部の地域が高く、東部が低い状況となっています。また、5地域別のみどり率は、高い順に砦地域(32.95%)、玉川地域(25.78%)、烏山地域(25.15%)、世田谷地域(17.59%)、北沢地域(17.35%)の順となっています。

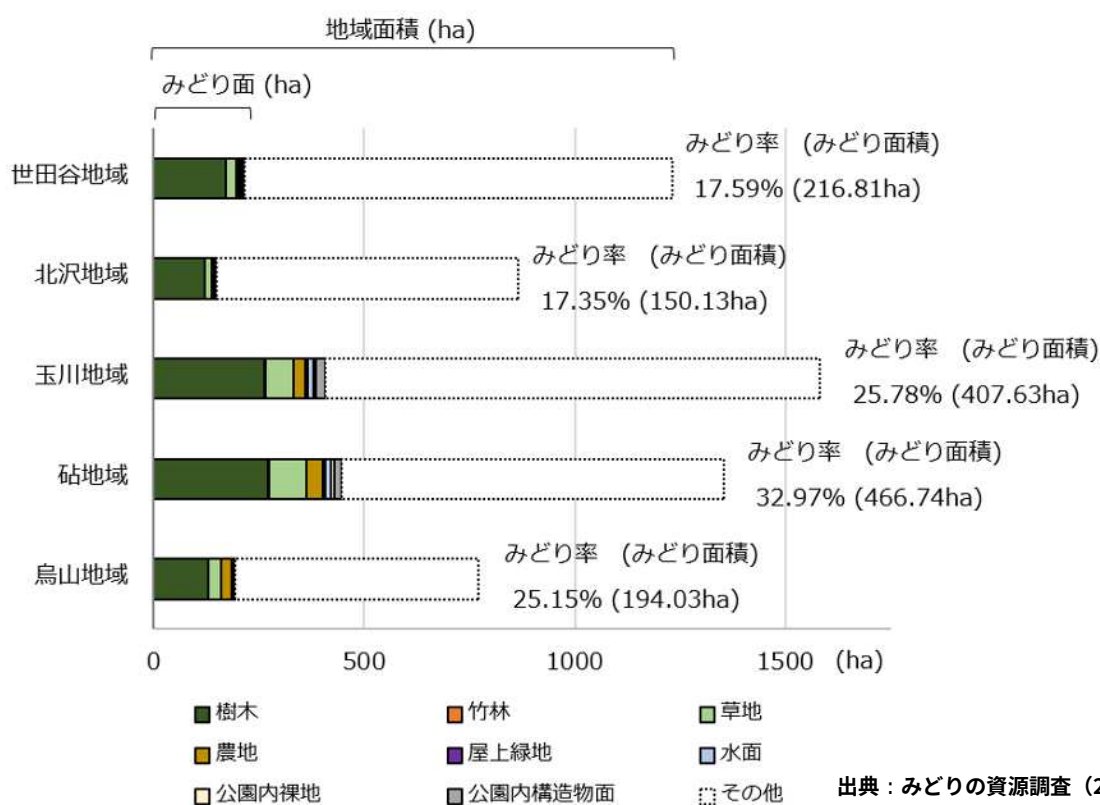
2016(平成28)年度みどりの資源調査との比較では、世田谷地域は増加、北沢地域は微増に対し、みどり率の高い砦地域、玉川地域、烏山地域は、1ポイント以上の減少でした。



【図4】町丁目別みどり率ランク



【図5】地域別のみどり率の推移



出典：みどりの資源調査（2021（令和3）年度）

【図6】地域別のみどり率

（５）みどり率と人口の推移

依然として人口は増加傾向にあり、2016（平成 28）年度のみどりの資源調査では、緑被率・みどり率とも上昇していますが、2021（令和 3）年度調査では緑被率は 1.0 ポイント、みどり率は 0.8 ポイント減少しています。

みどり率は区の西部で高く、東部で低いことから、人口密度が低い区域で高く、人口密度が高い区域で低い傾向があります。



【図 7】みどり率・人口等の推移と区を取り組み

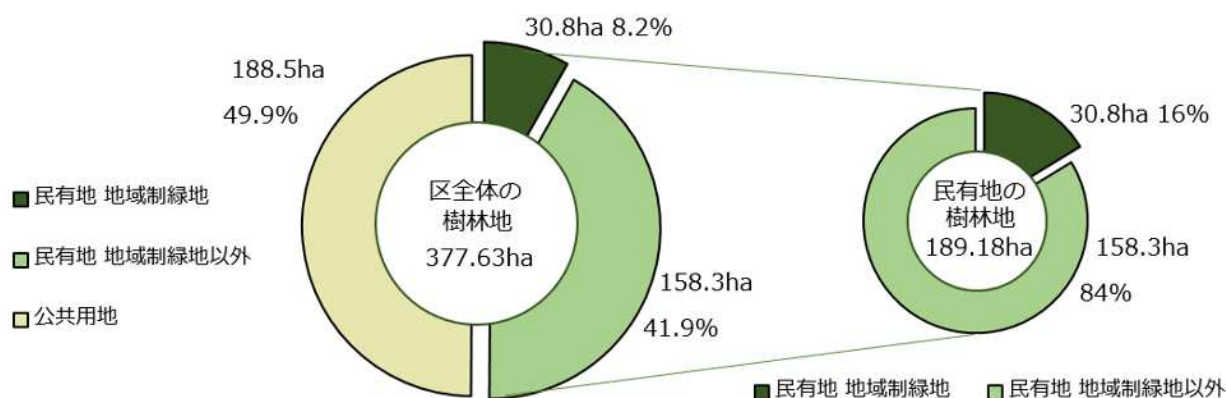
(6) 樹林地 (300 m²以上※)

樹林地は、公園・社寺林・屋敷林・公共施設の樹林・住宅地の庭園などの形態で、区全域に分布しています。

みどりの資源調査(2021(令和3)年度)によると、公共用地や地域制緑地(法律や条例等により指定された特別緑地保全地区、市民緑地、保存樹林地、緑地協定等)は、持続性の高い樹林地として、樹林地全体の約58%を占めています。

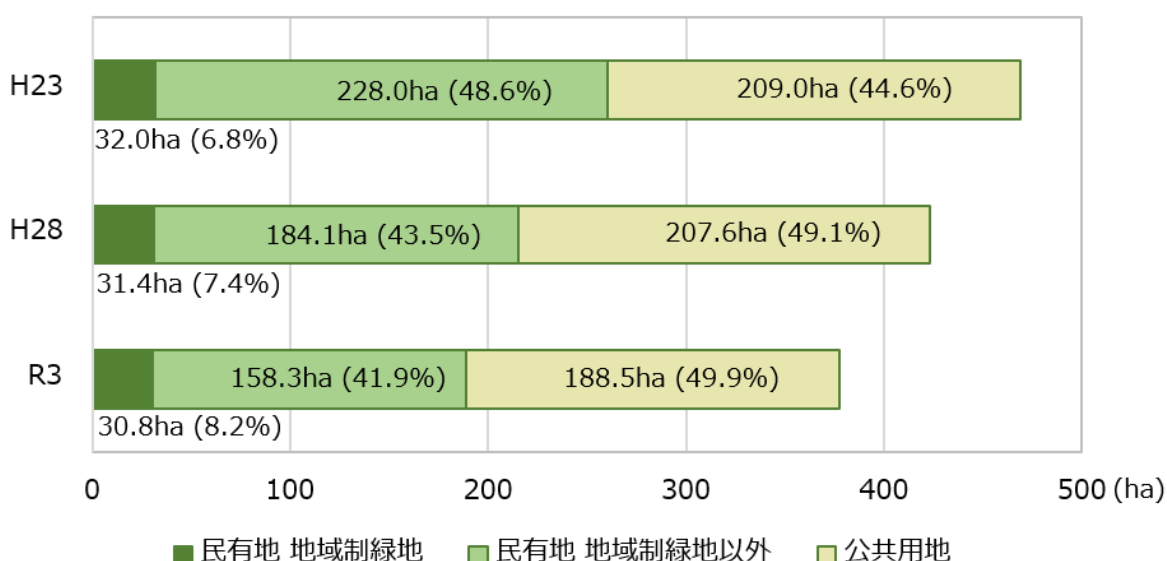
樹林地は、面積、箇所数ともに減少傾向にあり、前回調査(2016(平成28)年度)に比べ、戸建住宅の樹林地面積の減少が最も大きい状況でした。

※道路上の樹木地を除き敷地分割した後に、樹木被覆面積が300 m²以上となるもの。



出典：みどりの資源調査(2021(令和3)年度)

【図8】樹林地の状況



【図9】樹林地面積の推移

(7) 農地

区内の農地面積は、23 区内では練馬区に次ぐ広さとなっており、各農地は主に区の南西側に点在しています。

農地は、「食の供給」をはじめとして、環境の保全、雨水浸透と水の循環、土とのふれあい、災害時の防災空間や世田谷らしい風景の継承、草地としての生態系など、多面的な機能を有しており、良好な都市環境をつくる上で欠かせない存在です。

しかし、農地の面積は年々減少しており、これは、都市化の影響や、農地にかかる固定資産税、相続時の相続税の負担、農業従事者の高齢化、後継者の確保の難しさなど、農家が抱える問題が影響しています。



出典①：2016 までは「みどりの基本計画」(～2016)

出典②「世田谷の土地利用 2021」(2021)

【図 10】農地面積の推移

(8) 公園緑地

公園緑地（都市公園・身近な広場（条例別表））は、578 か所、269.13 haで、1人当たりの面積は 2.93 m²となっています。

公園緑地面積は年々上昇しており、それに伴い公園率も年々上昇し、みどり率の向上に寄与していますが、1人当たりの公園面積は伸び悩んでおり、人口の増加に追いつけない状況となっています。

【表3】公園緑地の現況

	都市公園		身近な広場		1人当たりの公園面積
	区立公園	都立公園	条例別表	規則別表	
世田谷地域	102か所 29.15ha	—	38か所 1.55ha	11か所 0.54ha	1.22m ² /人
北沢地域	52か所 15.66ha	—	27か所 1.10ha	11か所 0.53ha	1.10m ² /人
玉川地域	98か所 48.22ha	1か所 35.63ha	19か所 2.19ha	13か所 1.34ha	3.82m ² /人
砧地域	119か所 63.91ha	1か所 39.18ha	24か所 6.90ha	14か所 1.86ha	6.70m ² /人
烏山地域	64か所 5.85ha	2か所 17.37ha	17か所 1.08ha	10か所 1.60ha	2.06m ² /人
世田谷区全域	439か所 254.95ha		125か所 12.81ha	59か所 5.87ha	2.93 m ² /人
	564か所 267.76ha（身近な広場(規則別表)を除く）				

※一人当たり公園面積の算定には市民緑地(14か所, 1.37ha)を含む。

出典：世田谷区都市公園等調査 2022年（令和4年）4月1日現在



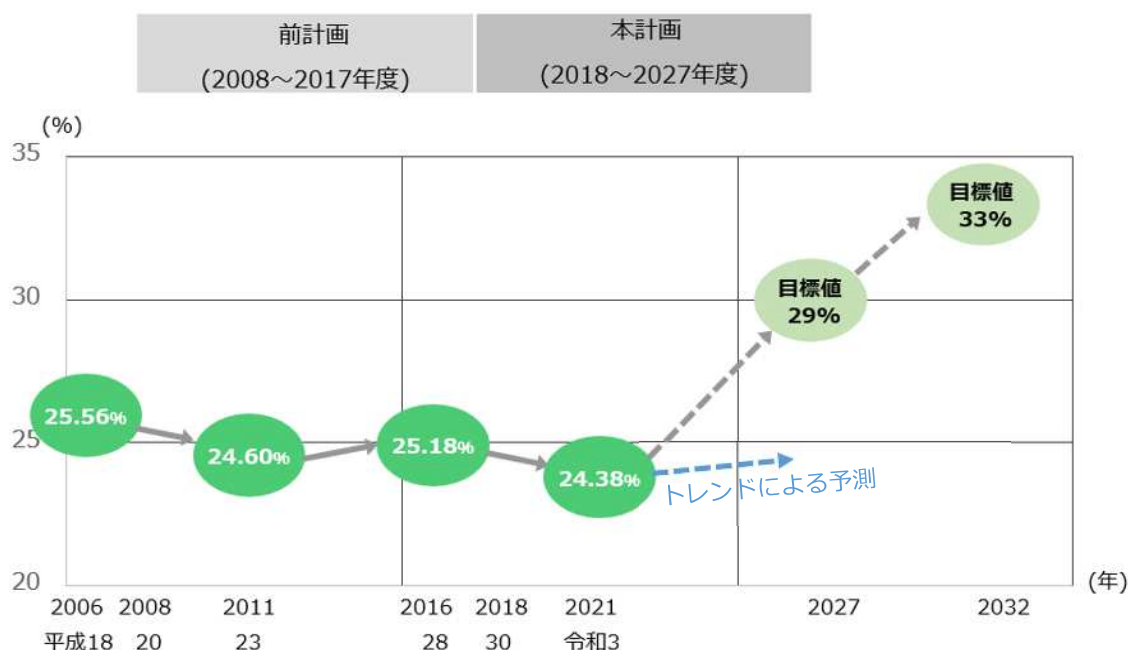
【図11】公園緑地の整備状況の推移

(9) みどり率の目標の達成状況

区は、現在のみどりの基本計画において、2027（令和 9）年のみどり率 29%を目標にしており、将来的には 2032（令和 14）年にみどり率 33%の達成をめざして世田谷らしい多様なみどりの確保、みどりの保全・創出に取り組んでいます。

しかし、2027（令和 9）年度にみどり率 29%を実現するためには、4.62 ポイントの上昇（みどり面積で 268ha の創出）が必要となる状況です。

なお、みどりの基本計画の施策別（土地利用別）のみどりの量の達成状況は、公園整備は、目標量 40ha に対して 6.7ha（16.7%）、公共・公益施設整備は、目標量 3ha に対して 1.8ha（60.0%）と増えていますが、道路や学校、民有地は前回調査時点より減少しています。全体として 41.8ha（△19.0%）の減少となっています。



【図 12】 みどりの目標量の達成状況

【表 4】 施策別（土地利用別）のみどりの量の達成状況

	目標量 A ^(注1) (2027(令和9))	実測値 B (2016(平成28))	実測値 C (2021(令和3))	達成量 C-B	達成率 (C-B)/A
公園	40ha	267.2ha	273.9ha	6.7ha	16.7%
道路	20ha	120.7ha	103.8ha	△ 16.9ha	△ 84.5%
学校	10ha	78.8ha	76.8ha	△ 2.0ha	△ 20.0%
公共・公益 施設 ^(注2)	3ha	92.6ha	94.4ha	1.8ha	60.0%
民有地 ^(注3)	157ha	724.7ha	701.5ha	△ 23.2ha	△ 14.8%
農地 ^(注4)	△ 10ha (減少を抑制)	93.6ha	85.4ha	△ 8.2ha	82.0%
合計	220ha	1,377.6ha	1,335.8ha	△ 41.8ha	△ 19.0%

注1：みどりの資源調査に基づく数値。

注2：公園、道路、学校を除く官公庁施設、病院、福祉施設など

注3：商業用地、住宅用地など

注4：耕作の目的に供された土地（生産緑地、宅地化農地等の農業用地のほか、家庭菜園、区民農園、農業公園内の菜園を含む）

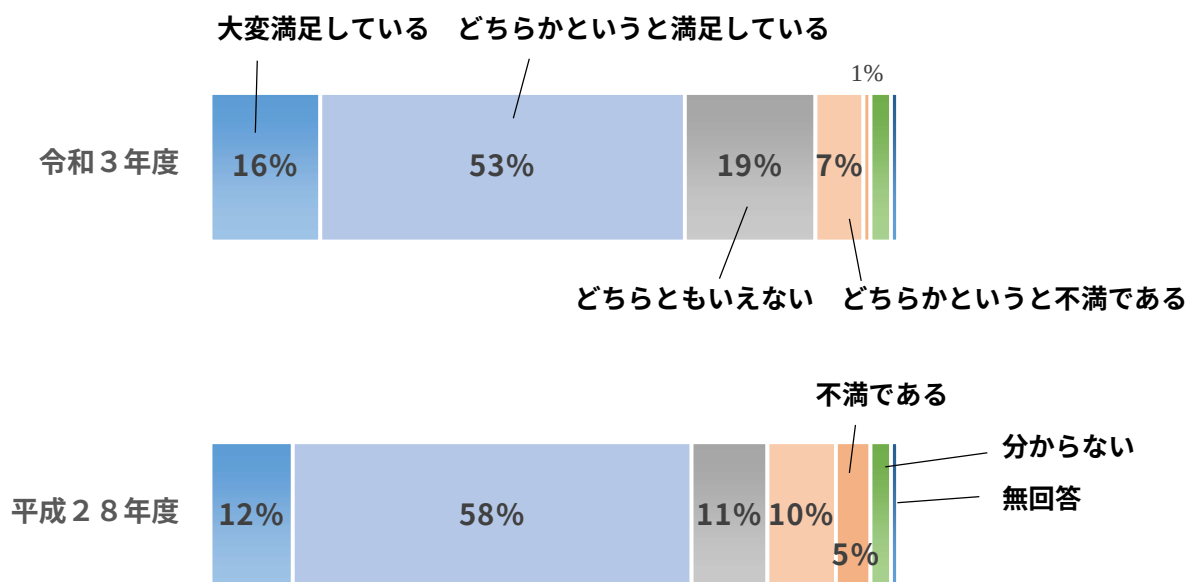
(10) みどりに関する区民満足度

みどりの基本計画では、みどりの量と質の豊かさに対する区民の実感を推定する指標として「みどりに関する区民満足度」を設定し、2027（令和 9）年においては「大変満足している」の割合 25%の達成を目指しています。

みどりに対する意識を高め、みどりと関わる場や機会を増やすことで、自分たちの手でみどりを守り育てているという、みどりとのかかわり主体的な関係が生まれます。そのことにより、区民がみどりの豊かさを実感し、「大変満足」という積極的な評価につながります。

2021（令和 3）年度の結果では、「大変満足している」割合が 16%となり、前回の 2016（平成 28）年度調査よりも 4%増えています。また、「どちらかという満足している」を合わせた割合は大きな変化はありません。

また、「不満である」と「どちらかという不満である」を合わせた割合は 8%であり、前回調査の 15%から減少しています。



【図 13】 みどりに関する区民満足度（区政モニターアンケートより）

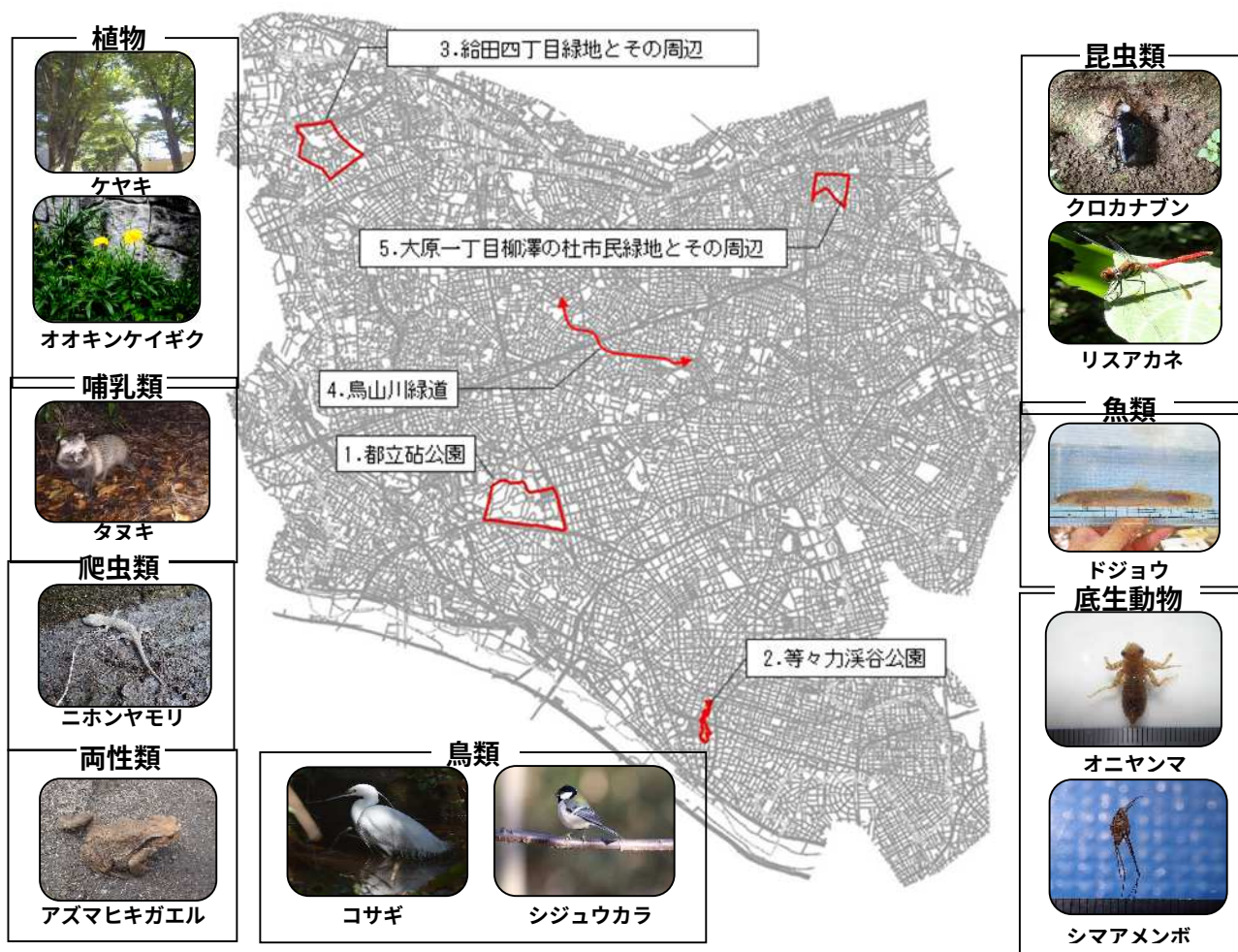
(11) 生きものの状況

世田谷には、樹林、公園緑地、水辺などが分布しており、それぞれの環境に応じた生物が生息・生育しています。

多摩川や国分寺崖線を中心とした「みどりの連続性が高い地域」では、海と川を行き来する生物や清涼な水辺を好む生物、また、薄暗い樹林や管理された雑木林、明るい草地を好む生物が、重要種も含めて生息・生育しています。

公園や屋敷林、社寺林、畑などのみどりが点在する「住宅地の中に中・小規模緑地が点在する地域」では、古くからあるみどりが残されており、また、緑道や民有地のみどりが分布し、これらの環境を利用する身近な生物が生息・生育しています。

都心に近く、古くから住宅地の開発が進んだ「市街化が進み比較的にみどりが少ない地域」では、住宅地が密集する中に屋敷林や公園緑地が局所的に残り、また、住宅地の庭やベランダなどが点在し、これらの都市に残された環境を利用する生物が生息・生育しています。



【図 14】 調査地区の位置（5 箇所）・確認された生きものの状況

前回調査と同様、今回調査においても、市街地で一般的に見られるスズメやムクドリなどの種が多く確認されました。また、食物連鎖の上位に位置するオオタカやチョウゲンボウ、タヌキなどが確認された他、樹林環境や水辺環境などの限定的な環境に依存するため近年の開発等による減少が指摘されているオオアメンボやヤマトタマムシなどの重要種も複数確認されました。一方で、従来の生態系への悪影響を与えることが懸念されている、特定外来生物のアレチウリやアカボシゴマダラ、アライグマが確認されました。

【表 5】確認科数・種数一覧（5 地区合計）

	植物	哺乳類	爬虫類	両生類	鳥類	昆虫類	魚類	底生動物
確認科数	138 科 (118 科)	5 科 (5 科)	4 科 (4 科)	1 科 (2 科)	24 科 (23 科)	156 科 (165 科)	3 科 (3 科)	47 科 (23 科)
確認種数	824 種 (480 種)	5 種 (5 種)	5 種 (4 種)	1 種 (2 科)	38 種 (41 種)	530 種 (561 種)	5 種 (6 種)	79 種 (43 種)

出典：みどりの資源調査（2021（令和 3）年度）

※（ ）内の数値は、みどりの資源調査（2016（平成 28）年度）

【表 6】確認種数一覧（5 地区別）

調査地区番号	地域区分 ^{注)}	行政区域	調査地区名	確認種数							
				植物	哺乳類	爬虫類	両生類	鳥類	昆虫類	魚類	底生動物
1	①みどりの連続性が高い地域	砧	都立砧公園	477 (238)	3 (2)	4 (2)	0 (0)	32 (36)	283 (296)	2 (4)	52 (32)
2		玉川	等々力溪谷公園	299 (178)	4 (3)	3 (4)	1 (0)	19 (22)	172 (161)	4 (6)	46 (27)
3	②住宅地の中に中・小規模緑地が点在する地域	烏山	給田四丁目緑地とその周辺	480 (257)	1 (0)	3 (2)	0 (0)	18 (24)	210 (194)	-	-
4		世田谷	烏山川緑道	371 (281)	1 (1)	2 (2)	0 (2)	17 (16)	201 (200)	-	-
5	③市街化が進み比較的にみどりが少ない地域	北沢	大原一丁目柳澤の杜市民緑地とその周辺	391 (221)	0 (0)	1 (1)	0 (1)	12 (16)	122 (172)	-	-

注) 地域区分は、平成 28 年度策定「生きものつながる世田谷プラン」による

出典：みどりの資源調査（2021（令和 3）年度）

※（ ）内の数値は、みどりの資源調査（2016（平成 28）年度）

3. これまでの行動計画の評価

【1】みどりの基本計画（みどりの行動計画）

（1）目的

「みどりの基本計画」は、都市緑地法に基づき、世田谷らしいみどり豊かな住環境を守り、創り出すために、将来像、目標などを定め、区民・事業者・区が協働してみどりの保全や創出を推進する取り組みの全体像を示した計画です。

計画では、樹木・樹林地の保全や水環境の維持・回復、農地の保全・活用、公園緑地の整備、街路樹の整備、公共施設や民有地の緑化推進、区民や活動団体、事業者が実施するみどりに関する活動の推進など、様々な取り組みを対象とし、様々な主体と連携して、効率的・重点的に事業を推進することを目的としています。

計画の期間は、2018（平成 30）年度から 2027（令和 9）年度までの 10 年間としています。

（2）基本理念と基本方針

世田谷のみどりづくりは、「世田谷みどり 33」を長期目標として、みどりの量の確保、みどりの質の向上、区民との協働の側面から、総合的に進めていくものとします。そして、「世田谷みどり 33」の取り組みにより実現した姿である、みどりの将来像を次のように設定しています。

みどりの量を十分に確保する

国分寺崖線※、農地や社寺林、屋敷林、住宅のみどりなど、世田谷らしいみどりを大切に守り育てながら、新たなみどりの積極的な創出を図り、安全で快適な住環境を支える十分なみどりを確保します。

みどりの質の向上を図る

みどりを持つ機能（環境の改善、水環境の保全、生きものの生息・生育環境、防災・減災、レクリエーション・あそびの場、健康増進、教育、風景づくり、文化の醸成、コミュニティ形成）に配慮したみどりの質の向上を図ります。

世田谷みどり 33

世田谷の良好なみどりを皆で守り、育てていく運動であり、みどりを持つ様々な機能が発揮されることで、みどりの豊かさを実感し、みどりのある暮らしを楽しむことができる街をめざす長期目標です。

みどりの量の確保、みどりの質の向上、協働の推進により、区制 100 周年となる 2032（令和 14）年にみどり率 33%の達成をめざします。

みんながみどりと関わり、取り組む

みどりの量の確保と質の向上を支えるため、誰もがみどりは大切であるという認識を持つことができるよう、意識啓発をはじめ、みどりと関わる機会・場づくり、さらに、多様な主体との協働を推進します。

なお計画では、みどりの豊かさを実感するための 2 つの具体的な目標を設定しています。

- ① みどりの面積の割合 みどり率・・・2027（令和 9）年に 29%をめざします。
- ② みどりに関する区民満足度・・・2027（令和 9）年に 25%をめざします。

(3) 取り組みの体系

計画では、みどりの将来像を実現していくための取り組みの柱となる5つの基本方針を、次のとおり設定し、これらの基本方針に基づき、取り組み方針、取り組み内容を次のように定めています。

基本方針	取り組み方針
基本方針-1. 水循環を支える みどりを保全する	1-1. 国分寺崖線の保全
	1-2. 水環境の維持・増進
	1-3. 農のみどりの継承
	1-4. 社寺林・屋敷林などのみどりの保全
基本方針-2. 核となる魅力ある みどりを創出する	2-1. 公園緑地の整備
	2-2. 公園緑地の管理運営
	2-3. 区民がふれあえる水辺の再生
基本方針-3. 街なかに多様なみどりを つくり、つなげる	3-1. 民有地のみどりづくり
	3-2. みどりの公共・公益施設づくり
	3-3. 新たなみどりの創出
	3-4. 外来種や野生生物への対応
	3-5. みどりによる安全な街づくり
基本方針-4. みどりと関わる活動を 増やし、協働する	4-1. みどりを守り育てる活動の活性化
	4-2. みどりに関する情報の管理・発信
基本方針-5. みどりと関わる暮らしを 楽しみ、伝える	5-1. みどりに関する普及啓発
	5-2. みどりのために行動する人材の育成
	5-3. みどりとともにある歴史・文化の継承

	取り組み内容
	1-1-1. 樹林地の保全 1-1-2. 国分寺崖線を守り育てる活動の推進 1-1-3. みどりのつながりの保全・確保
	1-2-1. 河川・水辺の保全 1-2-2. 水循環の回復
	1-3-1. 農地の保全 1-3-2. 農とのふれあいの推進
	1-4-1. 社寺林・屋敷林などのみどりの保全・支援 1-4-2. 民有地の身近なみどりの保全・支援 1-4-3. 風景づくりと連携した樹木の保全 1-4-4. みどりを活かした街づくりの推進
	2-1-1. 公園緑地の配置・整備 2-1-2. 様々な手法による公園緑地の確保 2-1-3. みどりを守り育てる資金の確保 2-1-4. 区民や事業者との協働による魅力ある公園づくり
	2-2-1. 公園の適切な維持・更新 2-2-2. 地域の魅力を高める公園マネジメントの検討
	2-3-1. 区民がふれあえる水辺の再生
	3-1-1. 花とみどりの街づくりの推進 3-1-2. 緑化指導・誘導の推進 3-1-3. 建設行為等におけるみどりの風景づくり
	3-2-1. みどりの道づくり 3-2-2. みどりの学校づくり 3-2-3. みどりの公共・公益施設づくり
	3-3-1. 新たなみどりの創出
	3-4-1. 外来種や野生生物への対応
	3-5-1. 災害に備えた水環境の整備 3-5-2. みどりによる防災機能の強化
	4-1-1. 国・東京都・関係自治体との連携 4-1-2. 区民や団体などとの連携 4-1-3. みどり・生きものの表彰制度の推進 4-1-4. トラスト運動支援者数の拡大 4-1-5. 協働によるみどりの風景づくり
	4-2-1. みどりに関する情報の管理・発信の仕組みづくり
	5-1-1. みどりを理解する場づくり 5-1-2. みどりに関する普及啓発 5-1-3. みどりの再生利用
	5-2-1. みどりと関わる体験・学習機会の拡充 5-2-2. みどりと関わる人材の育成
	5-3-1. みどりとともにある歴史・文化の継承

(4)「みどりの行動計画」のこれまでの評価

行動計画(令和6年度～令和9年度)の策定にあたり、みどりの行動計画のこれまでの取り組みについて、次の通り評価を行いました。

基本方針－1 水環境を支えるみどりを保全する

(主な実績)

1－1 国分寺崖線の保全

- ・市民緑地契約制度による民有地の保全（新規公開 1168 m²）
- ・国分寺崖線発見マップの改訂
- ・国分寺崖線保全重点地区内の緑化指導 ほか

1－2 水環境の維持・増進

- ・湧水を生かした緑地の整備（1 箇所）
- ・地下水・湧水調査（16 箇所）
- ・雨水浸透施設設置助成（ます助成 302 基、トレンチ助成 202m）
- ・宙水の普及啓発 区民への情報提供資料配布 ほか

1－3 農のみどりの継承

- ・生産緑地の保全 都市計画変更に向けた手続き（2 箇所）
- ・農業公園の都市計画決定（3 箇所）
- ・農業公園の整備・活用
- ・農業イベント開催 ほか

1－4 社寺林・屋敷林などのみどりの保全

- ・区民参加の管理支援（落ち葉ひろいりレーの実施5回）1期4回＋2期1回
- ・樹木の移植助成制度による保全支援（3 件）
- ・民有地のみどりの管理支援（庭木の手入れ講習会の開催 12 回）
- ・環境基本条例に基づく環境配慮制度（84 件） ほか

(令和4年度までの評価)

- ・市民緑地契約制度による民有地の保全、マップや案内版による様々な普及啓発、各種助成制度による助成、重点地区の指導、農地の保全・活用等により、水環境を支えるみどりの保全施策は順調に推進しています。
- ・一方で、農地や樹林地など、民有地のみどりの面積は、面積・箇所とも減少傾向にあることから、これらの取り組みを一層推進・拡充を図ることで、世田谷のみどりを保全する必要があります。

基本方針－２ 核となる魅力あるみどりを創出する

(主な実績)

２－１ 公園緑地の整備

- ・公園緑地の整備（1.93ha）
- ・公園緑地用地取得（6.88ha）
- ・区民との協働による公園づくり（9箇所） ほか

２－２ 公園緑地の管理運営

- ・公園等長寿命化改修計画に基づく改修（大規模公園改修 6箇所）
- ・生物多様性に配慮した公園管理
- ・既存の公園における仮設民間施設（移動販売車）の誘致（7公園） ほか

２－３ 区民がふれあえる水辺の再生

- ・湧水を生かした緑地の整備（1箇所）〔再掲〕
- ・水辺の維持管理 ほか

(令和４年度までの評価)

- ・生物多様性に配慮した公園づくりや公園における移動販売車の誘致、岡本わきみず緑地の整備など核となる魅力あるみどりづくりは順調に推進しています。
- ・公園緑地の整備にあたっては、計画から管理・運営まで区民参加を進めるとともに、大規模公園における新設や改修を契機とした常設民営施設の誘致、生物多様性に配慮した公園緑地の設計など、魅力ある公園の整備を進めています。
- ・公園緑地面積は年々上昇しており、みどり率の向上に寄与しているが、1人当たりの公園面積は伸び悩んでおり、人口の増加に追いつけない状況となっていることから、財政計画とも整合を図りながら、不足している地域を中心に、公園・緑地が充実するよう整備等を進める必要があります。

基本方針－３ 街なかに多様なみどりをつくり、つなげる

(主な実績)

３－１ 民有地のみどりづくり

- ・生物多様性に配慮した緑化ガイドブックの配布
- ・緑化助成制度の推進（生垣・フェンス緑化 59件、植栽帯造成 38件、シンボルツリー植栽 204件、屋上・壁面緑化 16件、駐車場緑化 4件）
- ・ちょこっと空間づくり講習会の実施、動画配信 ほか

３－２ みどりの公共・公益施設

- ・道路緑化の推進（1.00ha）
- ・緑のカーテン資材配布（415施設）
- ・生物多様性に配慮した学校づくり（ビオトープワークショップ実施 10校）ほか

3-3 新たなみどりの創出

- ・小田急線上部利用における緑化の推進 ほか

3-4 外来種や野生生物への対応

- ・普及啓発事業の実施
- ・ハクビシン等の防除（ハクビシン 192 頭、アライグマ 65 頭）
- ・ハチとの共生の普及啓発 ほか

3-5 みどりによる安全な街づくり

- ・民有地の震災対策用井戸の維持管理支援（1,212 箇所。令和 4 年度末）
- ・防火水槽の設置指導（93 件）
- ・防災街づくり事業による公園・広場・緑地用地取得（1 箇所） ほか

（令和 4 年度までの評価）

- ・新たなみどりの創出について、外環道事業など事業進捗の影響を受けた取り組みもあるが、民有地のみどりづくりは概ね計画どおり進んでいます。
- ・外来種や野生生物に対しても適切に対応し、災害時に多面的な機能を発揮するみどりづくりにも取り組み、街なかに多様なみどりをつくりつなげる事業はおおむね順調に推移しています。
- ・建築に伴う緑化制度の運用により集合住宅におけるみどりの面積は増加しているが、一方で、敷地規模の大きい施設整備や宅地の細分化、農地の減少などにより民有地のみどりは減少するなど、区内のみどり率は横ばい状況が続いています。
- ・みどり 33 の実現に向けては、区、区民、事業者が連携・協働し、引き続き、質が高く豊かなみどりを創出する必要があります。

基本方針— 4 みどりと関わる活動を増やし、協働する

（主な実績）

4-1 みどりを守り育てる活動の活性化

- ・川場村と連携した交流事業の実施
- ・企業や学校との連携による生物多様性に配慮した場の活用
- ・風景づくり活動の支援 ほか

4-2 みどりに関する情報の管理・発信

- ・生物調査「まちの生きものしらべ」の実施（1 回/年）
- ・河川調査（水生生物・水質）の実施（水生生物 1 回/年、水質 5 回/年）
- ・世田谷名木百選マップの配布 ほか

（令和 4 年度までの評価）

- ・令和元年度末からの新型コロナウイルス感染拡大により、イベント等の開催については影響を受けていますが、方法を変更して実施したほか、名木百選第二弾の

実施等、みどりと関わる活動を増やし協働する取り組みは概ね順調に推移しています。

- ・ 「世田谷みどり33」に向けた取り組みを更に強化し、加速化するために、更なる創意工夫を図りながら、区民や事業者など様々な主体との協働、情報の共有を一層進めていくことが必要となります。

基本方針５ みどりと関わる暮らしを楽しみ、伝える

(主な実績)

５－１ みどりに関する普及啓発

- ・ せたがやガーデニングフェアの実施（３回）
- ・ 身近なみどりや生きものとふれあえる自然観察会や季節のミニイベント等の実施（バードウォッチング 11 回、野川せせらぎ教室 11 回、みつ池体験教室 15 回、ビクターセンターミニイベント 54 回）
- ・ 緑化廃棄物の再生利用 ほか

５－２ みどりのために行動する人材の育成

- ・ せたがやカレプロジェクト（６回）
- ・ 外遊び啓発、ネットワークづくりの推進
- ・ 花づくり教室の開催（参加者 50 名） ほか

５－３ みどりとともにある歴史・文化の継承

- ・ 「せたがやそだち」の消費の拡大
- ・ 郷土資料館、民家園の運営
- ・ 歴史的文化遺産の保全と活用 ほか

(令和４年度までの評価)

- ・ 新型コロナウイルス感染拡大によりイベント等が一部開催できなかったものの、新しい手法を用いた代替事業を行い、「生きものつながる世田谷プランわかりやすい版」の作成・配布等、みどりと関わる暮らしを楽しみ、伝える取り組みは概ね順調に推進しています。
- ・ 多様な世代がみどりに関心を持ち、持続的に関わっていくことができるよう、更なる創意工夫を図りながら、情報発信や体験・学習の機会づくり等を進めることで、区民の行動変容を促し、「世田谷みどり33」に向けた取り組みを更に強化し、加速化する必要があります。

【2】生きものつながる世田谷プラン (生きものつながる世田谷プラン行動計画)

(1) 目的

生きものつながる世田谷プランは、「生物多様性基本法」に基づき生物多様性の視点を持って、より良い街づくりを戦略的に進めていくための計画です。

生物多様性の視点は、自然環境、農業、教育、街づくり、文化など幅広い分野に関わります。世田谷の課題を生物多様性の視点でとらえ、この生きものつながる世田谷プランを拠り所として、様々な施策を横断的かつ計画的に実施していきます。

計画の期間は 2016（平成 28）年から 2032（令和 14）年までとしています。

(2) 基本理念と目標

環境共生をリードする住宅都市として、区民との協働によって生物多様性の保全と持続可能な利用を進め、豊かな地球環境の一部となる世田谷の地域環境を次代に伝えていきます。

■2032（令和 14）年 世田谷の将来像

“みどり・生きもの・ひとがつながって、
生物多様性の恵みをみんなが実感し、大切にしている街・世田谷“

生物多様性は、樹林地、住宅地のみどりなど様々な生態系がつながりあって成り立っています。そのため、世田谷の中での身近なつながりと、世田谷を超えた広域のつながりが良好に保たれていることが重要になっていきます。

生きものが豊富な国分寺崖線を起点に、植物や鳥、昆虫が区内に広がっていき、区内の大小様々なみどりが区外のみどり豊かな場所とつながり、生きものネットワークとなるよう、豊かな自然環境のつながりをつくっていきます。

(3) 取り組みの体系

将来像を実現するために、世田谷の特長と課題から、次のとおり3つの柱と9つの目標を定めています。また、9つの目標を達成するため、様々な施策を再構築し、取り組みを体系づけています。

理念：環境共生をリードする住宅都市として、区民との協働によって生物多様性の保全と持続可能な利用を進め、豊かな地球環境の一部となる世田谷の地域環境を次代に伝えていきます。

－ 3つの柱－



－ 9つの目標－

《目標1》

多様な生きものが生息・生育する場を保全する

《目標2》

多様な生きものの生息・生育に配慮した場を創出し、生きもののネットワークを形成する

《目標3》

外来種や野生生物の適正管理および共生に向けた普及啓発に努める

《目標4》

生物多様性の恵みを分かち合うために、様々な主体や施策を相互に連携・協働する

《目標5》

生物多様性の向上のために自ら進んで行動する多様な主体を増やす

《目標6》

生物多様性に関する情報を一括して管理・発信できる仕組みを整える

《目標7》

多様な主体が生物多様性の恵みを身近なこととして理解する

《目標8》

将来にわたって恵みを享受し続けるための人材育成・教育の仕組みを整える

《目標9》

生物多様性とともにある世田谷の伝統文化を継承する

－取り組み方針－

－取り組み内容－

方針 1-1. 国分寺崖線の保全

1-1-1. 国分寺崖線を守り育てる活動の推進

方針 1-2. 景観の保全

1-1-2. 国分寺崖線保全のための生物多様性に配慮した緑化

方針 1-3. 河川・水辺の保全

1-2-1. 風景づくり活動の推進による生物多様性への配慮

方針 1-4. 農地の保全

1-3-1. 生物多様性に配慮した河川の管理

方針 1-5. 民有地・公共用地のみどりの保全

1-3-2. 建設時の地下水・湧水の保全指導

1-4-1. 農地保全の取り組みの推進

1-5-1. 諸制度を活用したみどりの保全

1-5-2. 生きものを守り増やすための基金などによる緑地の確保

方針 2-1. 河川・水辺のネットワークづくり

2-1-1. 河川、湧水などの水辺と周辺のみどりを活かしたビオトープづくり

方針 2-2. 公園緑地のネットワークづくり

2-1-2. 多自然川づくりや水生生物の移動に配慮した河川整備

2-2-1. 生物多様性に配慮した公園緑地の整備

2-2-2. 生物多様性に配慮した公園緑地の管理

方針 2-3. 民有地・公共用地の生物生息空間づくり

2-3-1. 生物多様性に配慮した民有地の緑化推進

2-3-2. 生物多様性に配慮した建築計画などにもとまう緑化の推進

2-3-3. 生物多様性に配慮した公共・公益施設の緑化推進

方針 3-1. 外来種や野生生物への対応

3-1-1. 世田谷の生態系に影響を及ぼす外来種対策の実施

3-1-2. 野生生物の適正管理、普及啓発の推進

方針 4-1. 国や関係自治体との連携

4-1-1. 国・東京都・関係自治体との連携

方針 4-2. 区民の活動を活性化する仕組みづくり

4-2-1. 区民や団体との連携

4-2-2. 生物多様性に関わる活動の顕彰制度の設立

方針 5-1. 生物多様性に関わる活動の活性化

5-1-1. トラスト運動への参加の拡大

方針 6-1. 生物多様性に関わる情報整理、
発信の仕組みづくり

6-1-1. 生物多様性に関する情報の集約・管理と活用

方針 7-1. 生物多様性の普及啓発

7-1-1. 生物多様性を伝える場づくり

7-1-2. 生物多様性の理解を促すための普及啓発

方針 8-1. 生物多様性に関わる体験・学習の場づくり

8-1-1. 学校や地域と連携した生物多様性に関する体験・学習機会の拡充

方針 8-2. 生物多様性保全の人材育成

8-2-1. 生物多様性保全に関わる人材の育成

方針 9-1. 世田谷らしい農の継承

9-1-1. 地産地消の促進と伝統野菜の継承

方針 9-2. 歴史・伝統文化の継承と活用

9-2-1. 伝統的な自然との関わり方の継承

(4)「生きものつながる世田谷プラン行動計画」のこれまでの評価

行動計画(令和6年度～令和9年度)の策定にあたり、これまでの行動計画の取り組みについて、次の通り評価を行いました。

3つの柱ー1 生物多様性を「守り、育てる」

(主な実績)

《目標1》 多様な生きものが生息・生育する場を保全する

- ・イチリンソウやカタクリ等、希少生物生息・生育地の保全活動
- ・国分寺崖線保全重点地区内の緑化指導
- ・雨水貯留浸透施設設置助成

(まず助成 302 基、トレンチ助成 202m、雨水タンク設置助成 162 基)

- ・生産緑地の保全(都市計画変更の手続き 2 か所、生産緑地の追加指定 45 か所)
- ・特別緑地保全地区、特別保護区の活用推進 ほか

《目標2》 多様な生きものの生息・生育に配慮した場を創出し、生きもののネットワークを形成する

- ・生きもの拠点づくりプロジェクト
- ・生物多様性に配慮した水辺づくり
- ・生きものの拠点となる公園緑地の整備
- ・世田谷生きもの緑化ガイドブックの配布 ほか

《目標3》 外来種や野生生物の適正管理および共生に向けた普及啓発に努める

- ・関係行政機関、学校、団体と連携した啓発・防除活動
- ・ハクビシン、アライグマの防除(ハクビシン 192 頭、アライグマ 65 頭) ほか

(令和4年度までの評価)

- ・国分寺崖線や水辺の保全、生物多様性に配慮した場づくり、外来種や野生生物への適切な対応により、生物多様性を「守り、育てる」事業を推進してきました。
- ・みどりの減少を抑制し、みどりの質の向上やみどりの連続性の確保、世田谷らしい生態系の保護を推進するためには、これらの取り組みを一層推進していく必要があります。

3つの柱ー2 生物多様性のために「協働する」

(主な実績)

《目標4》 生物多様性の恵みを分かち合うために、様々な主体や施策を相互に連携・協働する

- ・各機関との生きもの情報の共有
- ・活動団体との意見交換会の開催(生きもの会議 5 回ほか)
- ・企業や学校との連携による生物多様性に配慮した場の活用 ほか

《目標5》 生物多様性の向上のために自ら進んで行動する多様な主体を増やす

- ・賛助会員やボランティアなどとの連携・協力による自然環境や歴史的・文化的環境の保全

《目標6》 生物多様性に関する情報を一括して管理・発信できる仕組みを整える

- ・生物調査「まちの生きものしらべ」の実施（5回）
- ・生物情報検索システム「世田谷の生きものみつけ」の運用
- ・ホームページなど多様な情報媒体を活用した生きもの情報の発信 ほか

（令和4年度までの評価）

- ・新型コロナウイルス感染拡大によりイベントや区民による生物調査は一部中止となりましたが、代替事業を行いながら、生物多様性のために「協働する」事業は概ね順調に推進しています。
- ・生物多様性に関わる活動団体等の役割や、彼らが持つ情報を活かすために、引き続き、これらの取り組みを推進していくことが必要となります。

3つの柱—3 生物多様性の恵みを「理解し、楽しみ、伝える」

（主な実績）

《目標7》 多様な主体が生物多様性の恵みを身近なこととして理解する

- ・みどりと生きものに関する出前講座などの実施（みどりの出前講座187回）
- ・ビジターセンターの運営
- ・「生きものつながる世田谷プランわかりやすい版」配布 ほか

《目標8》 将来にわたって恵みを享受し続けるための人材育成・教育の仕組みを整える

- ・ちょこっと空間づくりプロジェクト
- ・フィールドミュージアムのマップ配布PR（累計3地区）
- ・自然観察会、体験教室、愛鳥モデル校の取り組み支援等、体験・学習機会の充実

《目標9》 生物多様性とともにある世田谷の伝統文化を継承する

- ・伝統野菜保存事業の支援等、伝統野菜の継承
- ・農業農地が有する多面的機能の情報発信
- ・せたがやホタル祭りやサギ草市、梅まつり、サギ草講習会等、伝統行事や活動の継承

（令和4年度までの評価）

- ・新型コロナウイルス感染拡大によりイベント等が一部開催できなかったものの、「生きものつながる世田谷プランわかりやすい版」の作成・配布など、生物多様性の恵みを「理解し、楽しみ、伝える」事業はおおむね順調に推進しています。
- ・今後、みどり豊かな暮らしや生物多様性の恵みを引き継いでいくために、引き続き、これらの取り組みを推進していくことが必要となります。

4. 行動計画（令和6年度～令和9年度）

みどりと生きものの関係は相互に補完しあうものであることから、みどりの基本計画行動計画及び生きものつながる世田谷プラン行動計画は一体の計画として策定し、一体的に進行を管理します。

計画の期間は、現みどりの基本計画等の計画期間と整合を図るため、2024(令和6)～2027(令和9)年度の4か年の計画として策定します。

なお、2018（平成30）年に策定した「みどりの基本計画」では、計画期間である2027（令和9）年においてみどり率29%の達成を目指しており、今回の行動計画の策定にあたっては、引き続き、現在のみどりの基本計画の目標値を目指しています。

元号 西暦	平成 29 2017	30 2018	令和元 2019	2 2020	3 2021	4 2022	5 2023	6 2024	7 2025	8 2026	9 2027
基本計画	基本計画（10年間）							次期 基本計画			
みどりの 基本計画	みどりの基本計画（2018年～2027年）（10年間）										
	行動計画 第1期（4年）				第2期（2年）		【本計画】第3期（4年）				
生きもの つながる 世田谷 プラン	行動計画 第1期（5年）					第2期（2年）					
	生きものつながる世田谷プラン（2017年～2032年）（16年間）										

なお、計画の推進にあたっては、区が年度ごとに進捗状況を把握し、環境審議会に報告するとともに、ホームページにより公表を行います。

個別取り組みの推進にあたっては、機会を捉えて関係する区民の意見を聴きながら進めるとともに、必要に応じて個別取り組み内容を見直し、計画を確実に進めます。

さらに、区実施計画の見直しや社会情勢の変化等に応じて評価・検証して、次期基本計画及び行動計画の策定に反映します。

■「みどりの行動計画」と「生きものつながる世田谷プラン」の関連性（取り組み方針）

みどりの行動計画		生きものつながる世田谷プラン行動計画	
基本方針	取り組み方針	9つの目標/取り組み方針	3つの柱
基本方針-1. 水循環を支える みどりを保全する	1-1 国分寺崖線の保全	＜目標1＞多様な生きものが生息・生育する場を保全する 方針1-1 国分寺崖線の保全 方針1-2 景観の保全 方針1-3 河川・水辺の保全 方針1-4 農地の保全 方針1-5 民有地・公共用地のみどりの保全	生物多様性を「守り、育てる」
	1-2 水環境の維持・増進		
	1-3 農のみどりの継承		
	1-4 社寺林・屋敷林などのみどりの保全		
基本方針-2. 核となる魅力ある みどりを創出する	2-1 公園緑地の整備	＜目標2＞多様な生きものの生息・生育に配慮した場を創出し、生きものネットワークを形成する 方針2-1 河川・水辺のネットワークづくり 方針2-2 公園緑地のネットワークづくり 方針2-3 民有地・公共用地の生物生息空間づくり ＜目標3＞外来種や野生生物の適正管理および共生に向けた普及啓発に努める 方針3-1 外来種や野生生物への対応	生物多様性のために「協働する」
	2-2 公園緑地の管理運営		
	2-3 区民がふれあえる水辺の再生		
基本方針-3. 街なかに多様なみどりを つくり、つなげる	3-1 民有地のみどりづくり	＜目標4＞生物多様性の恵みを分かち合うために、様々な主体や施策を相互に連携・協働する 方針4-1 国や関係自治体との連携 方針4-2 区民の活動を活性化する仕組みづくり ＜目標5＞生物多様性の向上のために自ら進んで行動する多様な主体を増やす 方針5-1 生物多様性に関わる活動の活性化 ＜目標6＞生物多様性に関する情報を一括して管理・発信できる仕組みを整える 方針6-1 生物多様性に関わる情報整理、発信の仕組みづくり	生物多様性の恵みを「理解し、楽しみ、伝える」
	3-2 みどりの公共・公益施設づくり		
	3-3 新たなみどりの創出		
	3-4 外来種や野生生物への対応		
	3-5 みどりによる安全な街づくり		
基本方針-4. みどりと関わる活動を 増やし、協働する	4-1 みどりを守り育てる活動の活性化	＜目標7＞多様な主体が生物多様性の恵みを身近なこととして理解する 方針7-1 生物多様性の普及啓発 ＜目標8＞将来にわたって恵みを享受し続けるための人材育成・教育の仕組みを整える 方針8-1 生物多様性に関わる体験・学習の場づくり 方針8-2 生物多様性保全の人材育成	生物多様性の恵みを「理解し、楽しみ、伝える」
	4-2 みどりに関する情報の管理・発信		
基本方針-5. みどりと関わる暮らしを 楽しみ、伝える	5-1 みどりに関する普及啓発	＜目標9＞生物多様性とともにある世田谷の伝統文化を継承する 方針9-1 世田谷らしい農の継承 方針9-2 歴史・伝統文化の継承と活用	生物多様性の恵みを「理解し、楽しみ、伝える」
	5-2 みどりのために行動する人材の育成		
	5-3 みどりとともにある歴史・文化の継承		

みどり33の実現に向けては、区、区民、事業者が連携・協働し、引き続き、質が高く豊かなみどりを保全・創出しなければなりません。

そのため、行動計画の策定にあたっては、第2期行動計画までの取り組みを継続するとともに、これらの取り組みを一層推進するため、取り組みの一部について、追加や拡充を行います。

また、2021（令和3）年度に実施したみどりの資源調査において、農地や樹林地など、民有地のみどりの面積が、面積・箇所とも減少傾向にあり、今後もその傾向が変わらないと想定されること等から、それに関わる取り組みを重点化していきます。

■ 重点化する取り組み

取り組み内容		理由
1-1-1	樹林地の保全	農地や樹林地など、民有地のみどりの面積が、面積・箇所とも減少傾向にあるため。
1-3-1	農地の保全	
1-4-1	社寺林・屋敷林などのみどりの保全・支援	
2-1-4	区民や事業者との協働による魅力ある公園づくり	みどりの質の向上と魅力ある公園づくりを推進するため。
1-4-2	民有地の身近なみどりの保全・支援	民有地のみどりの創出を推進するとともに、区民の行動変容を促し、「世田谷みどり33」に向けた取り組みを更に強化し、加速化するため。
3-1-1	花とみどりの街づくりの推進	
5-1-2	みどりに関する普及啓発	

基本方針— 1 水循環を支えるみどりを保全する

●取り組み方針

1-1. 国分寺崖線の保全

●取り組み内容

1-1-1. 樹林地の保全 (重)

生きものつながる世田谷プラン行動計画との関連性

取り組み方針	取り組み内容
1-5 民有地・公共用地のみどりの保全	生 1-5-1 諸制度を活用したみどりの保全

個別取り組み

個別取り組み	生きもの行動計画	所管課	個別取り組み内容・目標
国分寺崖線周辺のみどりの確保		みどり政策課	国分寺崖線周辺のみどりを保全するため、国分寺崖線上に位置する都市計画緑地を拡張する。また、国分寺崖線全体のみどりの状況を把握し、今後の保全方針の検討を進める。
市民緑地の整備による国分寺崖線樹林地の保全		(一財)世田谷トラストまちづくり	国分寺崖線上にある市民緑地の適切な維持管理と活用を推進する。
既存樹木の保全【拡充】		みどり政策課	地域に残る貴重な既存樹木の保全を推進するため、保存樹木・保存樹林地指定基準や支援内容の見直しを検討する。
民有地のみどり保全	生 1-5-1	みどり政策課	法や条例に基づく制度で貴重な民有地のみどりを保全していく。指定箇所の追加と質の向上、イベントや一般開放などによる幅広い活用を進める。 目標：①特別緑地保全地区の拡大、②特別保護区の保全方針の策定検討、③特別緑地保全地区・特別保護区の保全・活用
市民緑地契約制度の活用推進	生 1-5-1	みどり政策課 (一財)世田谷トラストまちづくり	区と(一財)世田谷トラストまちづくりが協力しながら制度周知等を積極的に行い、新規契約や既存緑地の契約面積拡大等により保全する。 目標：新たな市民緑地の設置 4 か所
小さな森制度の活用推進	生 1-5-1	(一財)世田谷トラストまちづくり	50 m ² 以上の庭などで、年に数回オープンガーデンを行うことを条件に小さな森に登録。財団は庭造りのアドバイスやオープンガーデンの支援を行い、区民にみどり保全の大切さを啓発するとともに、地域コミュニティづくりを進める。 目標：新たな小さな森の登録 4 か所

●取り組み内容

1-1-2. 国分寺崖線を守り育てる活動の推進

生きものつながる世田谷プラン行動計画との関連性

取り組み方針	取り組み内容
1-1 国分寺崖線の保全	生 1-1-1 国分寺崖線を守り育てる活動の推進

個別取り組み

個別取り組み	生きもの行動計画	所管課	個別取り組み内容・目標
国分寺崖線の魅力周知	生 1-1-1	みどり政策課	国分寺崖線の歴史的資産や自然環境の豊かな場所をたどる「きしべの路」「おもいはせの路」の案内板の適正な管理とともに、フィールドミュージアム等と連携し、より効果的に崖線の自然・生息する生きものを紹介する。
希少生物生息・生育地の保全活動	生 1-1-1	(一財)世田谷トラストまちづくり	区民ボランティア、自治会、大学、区等との協働により希少種(イチリンソウやカタクリ)を保全する。
国分寺崖線湧水調査		みどり政策課	国分寺崖線の湧水の湧出量や水質などの調査を実施し、湧水の現況や経年変化を把握することで、国分寺崖線の湧水を保全するための基礎資料とするとともに、調査結果の概要版やホームページなどで周知する。
公園緑地における崖線樹林地の管理・運営の充実【新規】		公園緑地課 (一財)世田谷トラストまちづくり	国分寺崖線の将来像を見据え、生物多様性に配慮した公園緑地における崖線樹林地の管理方針を検討するとともに、維持管理の質の向上を図る。また、これまで取り組んできた区民参加による崖線樹林地の保全活動を基盤とし、様々な普及啓発や新たな区民との協働により崖線樹林地の保全を重点的に取り組む。 目標：①公園緑地における崖線樹林地の管理方針の検討、②樹木診断等に基づく危険樹木の更新と未来につながる若木の育成、③公園緑地を核とした区民参加の活動の場の拡充・創出（5か所）
保全活動の支援【新規】		(一財)世田谷トラストまちづくり	国分寺崖線の将来像を見据え、生物多様性に配慮した公園緑地における崖線樹林地の管理について、これまで取り組んできた区民との協働による崖線樹林地の保全活動を継続的なものとしていくための活動支援（コーディネート）に取り組む。 目標：区民との協働による活動の場の継続及び発展のための支援

●取り組み内容

1-1-3. みどりのつながりの保全・確保

生きものつながる世田谷プラン行動計画との関連性

取り組み方針	取り組み内容
1-1 国分寺崖線の保全	生 1-1-2 国分寺崖線のための生物多様性に配慮した緑化

個別取り組み

個別取り組み	生きもの行動計画	所管課	個別取り組み内容・目標
国分寺崖線保全重点地区内の緑化指導	生 1-1-2	玉川・砧総合支所街づくり課 みどり政策課	世田谷区みどりの基本条例に基づく国分寺崖線保全重点地区内の緑化基準により、重点的な緑地の保全・創出を推進していく。
水と緑の風景軸における建設行為等の届出による風景づくりの指導・誘導		都市デザイン課	風景づくり条例に基づく風景づくり重点区域である「水と緑の風景軸」において、国分寺崖線のみどりや地形などの風景特性を踏まえた方針・基準に沿って指導・誘導を行う。 目標：国分寺崖線のみどりや地形などの風景特性を活かした良好な風景づくりの推進
風致地区条例に基づく指導	生 1-1-2	玉川・砧総合支所街づくり課 みどり政策課	該当地区内の風致維持のため、周辺自治体とも連携して「東京都風致地区条例」に基づく審査基準の見直しを図る。また、生物多様性に配慮した緑化についても誘導していく。
みどり確保のための基金周知		みどり政策課	「世田谷区みどりのトラスト基金」への寄附を、区報、ホームページ、ポスター掲示、パンフレット配布、イベントなど、様々な機会を捉えて周知する。

●取り組み方針
1-2. 水環境の維持・増進

●取り組み内容
1-2-1. 河川・水辺の保全

生きものつながる世田谷プラン行動計画との関連性

取り組み方針	取り組み内容
1-3 河川・水辺の保全	生 1-3-1 生物多様性に配慮した河川の管理
2-1 河川・水辺のネットワークづくり	生 2-1-2 多自然川づくりや水生生物の移動に配慮した河川整備

個別取り組み

個別取り組み	生きもの行動計画	所管課	個別取り組み内容・目標
生物多様性に配慮した河川管理	生 1-3-1	豪雨対策・下水道整備課 工事第一課 工事第二課 環境保全課	生物多様性に配慮した河川管理方法など、東京都と連携し、環境に配慮した管理を検討し、実施する。
河川の自然環境の再生	生 2-1-2	豪雨対策・下水道整備課 みどり政策課 環境保全課	東京都へ環境に配慮した河川づくりを要望し、協力していく。
湧水を生かした緑地の整備		公園緑地課	国分寺崖線のまとまった樹林地や湧水、流れと一体となる大蔵緑地の整備を進める。水辺地などでは、地域の人々の記憶を呼び起こすために、看板を設置し、湧水の紹介、解説などを行うことで、水循環を支えるみどりへの理解やふれあいを促進する。
宙水の普及啓発	生 1-3-2	みどり政策課	宙水分布想定図を含むパンフレットの配布などで、宙水の保全の普及啓発を行う。
地下水・湧水調査	生 1-3-2	みどり政策課	区内で地下水位・池水位・湧水量などを継続的に観測し、長期的な変化を把握することで、地下水・湧水の保全に役立てる。また、地下水・湧水の現状とその保全に向けた取り組みを概要版やホームページなどにより普及啓発する。

●取り組み内容

1-2-2. 水循環の回復

生きものつながる世田谷プラン行動計画との関連性

取り組み方針	取り組み内容
1-3 河川・水辺の保全	生 1-3-2 建設時の地下水・湧水の保全指導
8-2 生物多様性保全の人材育成	生 8-2-1 生物多様性保全に関わる人材の育成

個別取り組み

個別取り組み	生きもの行動計画	所管課	個別取り組み内容・目標
雨水浸透施設・雨水タンク設置の助成	生 1-3-2	豪雨対策・下水道整備課	都市型水害の軽減や地下水の涵養のため、雨水浸透施設・雨水タンクを設置した方に、一定の条件のもと、助成を行う。 また、雨水貯留浸透とみどりの創出の効果をあわせ持つ助成制度の拡充により、区民、事業者が取り組むグリーンインフラを促進する。
雨水貯留浸透施設設置の指導	生 1-3-2	豪雨対策・下水道整備課 工事第一課 工事第二課	世田谷区雨水流出抑制施設の設置に関する指導要綱等に基づき、新築行為などに対して、雨水流出抑制施設の設置を指導する。 目標：世田谷区豪雨対策行動計画(改定)に基づく、令和9年度の目標値（累積） ①目黒川流域 34.9 万㎡ ②谷沢川・丸子川流域 15.4 万㎡ ③野川流域 11.6 万㎡ ④呑川流域 5.7 万㎡
湧水保全重点地区内における雨水浸透施設設置の助成	生 1-3-2	豪雨対策・下水道整備課	湧水の涵養のため、積極的にみどりの保全及び創出の推進を図る必要があると認められる、湧水保全重点地区において、一般地区より助成条件を優遇させて、雨水浸透施設設置助成を進める。
湧水保全重点地区内の指導	生 1-3-2	みどり政策課	湧水保全重点地区などにおいて温泉掘削をする場合に、区と事前協議して地下水及び湧水の保全に努める。
湧水保全重点地区の拡大検討		みどり政策課	湧水保全重点地区の拡大検討を行い、雨水の地下浸透を促進し、適正な水循環の回復を図る。
グリーンインフラの普及・啓発	生 8-2-1	豪雨対策・下水道整備課	「せたがやグリーンインフラライブラリー」の追加更新を行う。世田谷グリーンインフラ学校を継続して実施する。
雨庭づくりの普及と人材育成 【新規】		(一財)世田谷トラストまちづくり	個人の庭などでの雨庭づくりについて、普及啓発プログラムの開発と地域展開の検討と試行を行う。また、区民、事業者、団体、区等との連携を進めながら普及啓発のための人材育成に取り組む。 目標：多主体連携による、個人の庭などでの雨庭づくりの推進

●取り組み方針
1-3. 農のみどりの継承

●取り組み内容

1-3-1. 農地の保全 (重)

生きものつながる世田谷プラン行動計画との関連性

取り組み方針	取り組み内容
1-4 農地の保全	生 1-4-1 農地保全の取り組みの推進

個別取り組み

個別取り組み	生きもの行動計画	所管課	個別取り組み内容・目標
生産緑地地区の新規指定及び追加指定の推進、並びに特定生産緑地の指定の促進	生 1-4-1	都市計画課 都市農業課	生産緑地地区の新規指定及び追加指定により、都市農地の保全を図る。また、生産緑地の所有者に特定生産緑地制度を周知し、所有者等の意向による指定に向けて取り組む。さらに、都市農地の貸借制度の運用などにより、多様な保全策を進めていく。所有者等の意向を丁寧に聞き取り、円滑な指定に向けた案内を継続して実施する。 目標：①良好な都市環境の形成に資するものとして、都市農地を計画的かつ永続的に保全、②所有者の意向を踏まえ、都市農地の営農継続支援となる貸借のあり方について検討、③担い手となる農家の支援を継続して実施
農業公園の都市計画決定	生 1-4-1	みどり政策課	農業振興拠点としての活用方法等を検討するとともに、農地保全方針の見直し検討等により、今後の整備等の検討を行う。
農業公園の整備・活用	生 1-4-1	公園緑地課	農地の取得後、区民参加型農園や教育・福祉農園などとして農業公園を拡張し、活用する。活用にあたっては、農作業体験を通じて都市農業への理解と関心を深めてもらうことなどを目的として、農業公園を運営する。(喜多見農業公園、瀬田農業公園分園、次大夫堀公園里山農園、桜丘農業公園)
せたがやカレープロジェクト 生リーディング		公園緑地課	活動団体、農業関連団体など様々な主体と連携して、区内農作物を使い、親しみのあるカレーなどを作るイベントを実施し、生物多様性への関心の向上や住宅都市の農業、農地の大切さの区民理解を醸成する。
農の風景育成地区における農の風景の育成・維持	生 1-4-1	みどり政策課	農を活かした街づくりのモデル地区として農の風景の育成・維持を図る。
農業の基盤づくり		都市農業課	担い手が年々減少している中で、農業者に対し、営農継続への様々な支援を引き続き行うことにより、都市農業の振興を図るとともに、農地の保全につなげる。また、認定・認証農業者については、家族間での経営協定締結を推奨すること等により、人数の増加を図る。

個別取り組み	生きもの 行動計画	所管課	個別取り組み内容・目標
			目標：①都市農地の保全、②認定・認証農業者(累計 141 名)
新たな農業ビジネス・世田谷独自の農地保全の検討		都市農業課	農福連携事業については、拠点となる農地を中心に引き続き障害者就労、地域コミュニティ形成等に向けて取り組む。また、六次産業化(加工品開発)を含め、農業における新規ビジネスの創出支援に向けて取り組んでいく。 目標：①農福連携事業拠点 1 か所、②農業者による新規ビジネス構築件数(5 件)
都市農業支援に向けた施策展開		都市農業課	生産緑地について、相続発生により生じる税制の改正を他自治体と連携して国に働き掛けていく。 目標：生産緑地における税制面改正の実現

●取り組み内容

1-3-2. 農とのふれあいの推進

生きものつながる世田谷プラン行動計画との関連性

取り組み方針	取り組み内容
8-1 生物多様性に関わる体験・学習の場づくり	生 8-1-1 学校や地域と連携した生物多様性に関する体験・学習機会の拡充
9-1 世田谷らしい農の継承	生 9-1-1 地産地消の促進と伝統野菜の継承

個別取り組み

個別取り組み	生きもの 行動計画	所管課	個別取り組み内容・目標
農業農地が有する多面的機能の情報発信	生 9-1-1	都市農業課	農業振興と農地保全を PR するイベント(夏季農産物品評会、農業祭、花展覧会(春・秋))を開催し、都市農業・都市農地の有する多面的機能への区民理解を醸成する。
ふれあい農園、体験農園、区民農園の推進	生 8-1-1	都市農業課	農地を身近に感じ、農業を理解してもらえよう、農作業を体験する機会として、ふれあい農園や体験農園、区民農園を運営する。農地を活用した多世代のコミュニティの場として利用するなど、多面的な利活用を推進する。 目標：①ふれあい農園開園数(累計 57 園)、②体験農園開園数(累計 6 園)、③区民農園開園数(累計 22 園)
次大夫堀自然体験農園の運営		都市農業課	農作業体験を通じて都市農業への関心を深めてもらうこと、また、専門的な農作業技術の習得を通じて農業サポーターを育成することを目的として、次大夫堀公園の自然体験農園を運営する。

●取り組み方針

1-4. 社寺林・屋敷林などのみどりの保全

●取り組み内容

1-4-1. 社寺林・屋敷林などのみどりの保全・支援 (重)

生きものつながる世田谷プラン行動計画との関連性

取り組み方針	取り組み内容
1-5 民有地・公共用地のみどりの保全	生 1-5-1 諸制度を活用したみどりの保全

個別取り組み

個別取り組み	生きもの行動計画	所管課	個別取り組み内容・目標
民有地のみどり保全 〔再掲〕	生 1-5-1	みどり政策課	法や条例に基づく制度で貴重な民有地のみどりを保全していく。指定か所の増加と質の向上、イベントや一般開放などによる幅広い活用に努める。 目標：①特別緑地保全地区の拡大、②特別保護区の保全方針の策定検討、③特別緑地保全地区・特別保護区の保全・活用
既存樹木の保全 【拡充】〔再掲〕		みどり政策課	地域に残る貴重な既存樹木の保全を推進するため、保存樹木・保存樹林地指定基準や支援の見直しを検討する。
保存樹木・保存樹林地制度の活用推進	生 1-5-1	みどり政策課	条例に基づき保存樹木等を指定し、必要に応じて支援を行い貴重な民有地のみどりを保全していく。 目標：保存樹木新規指定 20 本
市民緑地契約制度の活用推進 〔再掲〕	生 1-5-1	みどり政策課 (一財)世田谷 トラストまち づくり	区と(一財)世田谷トラストまちづくりが協力しながら制度周知等を積極的に行い、新規契約や既存緑地の契約面積拡大等により保全する。 目標：新たな市民緑地の設置 4 か所
市民緑地認定制度による緑地の保全・創出		みどり政策課	市民緑地設置管理計画制度を活用した民間主体による緑地の保全・創出を進める。
市民緑地の活用推進	生 1-5-1	(一財)世田谷 トラストまち づくり	市民緑地でボランティアや市民団体等との協働による保全活動を実施するとともに、各所にて利活用促進に取り組む。 目標：①市民緑地でのボランティア等との保全活動 5 か所、②利活用促進 8 か所
小さな森制度の活用推進 〔再掲〕	生 1-5-1	(一財)世田谷 トラストまち づくり	50 m以上の庭などで、年に数回オープンガーデンを行うことを条件に小さな森に登録。財団は庭造りのアドバイスやオープンガーデンの支援を行い、区民にみどり保全の大切さを啓発するとともに、地域コミュニティづくりを進める。 目標：新規登録 4 か所

個別取り組み	生きもの 行動計画	所管課	個別取り組み内容・目標
樹木の移植助成の活用		みどり政策課	建物の新築や増改築等により、やむを得ず移植するものについて、助成制度の活用を促進し、既存樹木の保全に努める。
樹木伐採の事前届出制度の活用		みどり政策課 街づくり課 (各総合支所)	大規模敷地の伐採予定を把握し、事前相談時に移植の助成制度を案内するなど、既存樹木の保全や代替植栽を誘導する。
区民相互のみどりの管理に対する支援 【拡充】		みどり政策課 (一財)世田谷 トラストまち づくり	落ち葉ひろいりレーの拡充など、区民が樹木や樹林の管理に参加することができる仕組みの拡充を図り、地域の財産であるみどりを、地域みんなで大切に守っていく。
民有地のみどりの管理支援		みどり政策課	民有地のみどりに対して、所有者の管理によるみどりの質の向上をめざし、機材の貸し出しを行う。
庭木の手入れ講習会		みどり政策課 (一財)世田谷 トラストまち づくり	日常的なみどりの管理の基礎知識を学べる講習会等を実施する。 目標：講習会実施（2回/年）

●取り組み内容

1-4-2. 民有地の身近なみどりの保全・支援 重

生きものつながる世田谷プラン行動計画との関連性

取り組み方針	取り組み内容
1-5 民有地・公共用地のみどりの保全	生 1-5-1 諸制度を活用したみどりの保全

個別取り組み

個別取り組み	生きもの行動計画	所管課	個別取り組み内容・目標
既存樹木の保全 【拡充】〔再掲〕		みどり政策課	地域に残る貴重な既存樹木の保全を推進するため、保存樹木・保存樹林地指定基準や支援の見直しを検討する。
保存樹木・保存樹林地制度の活用推進 〔再掲〕	生 1-5-1	みどり政策課	条例に基づき保存樹木等を指定し、必要に応じて支援を行い貴重な民有地のみどりを保全していく。 目標：保存樹木新規指定 20 本
小さな森制度の活用推進 〔再掲〕	生 1-5-1	(一財)世田谷トラストまちづくり	50 m ² 以上の庭などで、年に数回オープンガーデンを行うことを条件に小さな森に登録。財団は庭造りのアドバイスやオープンガーデンの支援を行い、区民にみどり保全の大切さを啓発するとともに、地域コミュニティづくりを進める。 目標：新たな小さな森の登録 4 か所
樹木の移植助成の活用 〔再掲〕		みどり政策課	建物の新築や増改築等により、やむを得ず移植するものについて、助成制度の活用を促進し、既存樹木の保全に努める。
樹木伐採の事前届出制度の活用 〔再掲〕		みどり政策課 街づくり課 (各総合支所)	大規模敷地の伐採予定を把握し、事前相談時に移植の助成制度を案内するなど、既存樹木の保全や代替植栽を誘導する。
区民相互のみどりの管理に対する支援 【拡充】 〔再掲〕		みどり政策課 (一財)世田谷トラストまちづくり	落ち葉ひろいりレーの拡充など、区民が樹木や樹林の管理に参加することができる仕組みの拡充を図り、地域の財産であるみどりを、地域みんなで大切に守っていく。
民有地のみどりの管理支援 〔再掲〕		みどり政策課	民有地のみどりに対して、所有者の管理によるみどりの質の向上をめざし、機材の貸し出しを行う。
庭木の手入れ講習会 〔再掲〕		みどり政策課 (一財)世田谷トラストまちづくり	日常的なみどりの管理の基礎知識を学べる講習会等を実施する。 目標：講習会実施 (2 回/年)

●取り組み内容

1-4-3. 風景づくりと連携した樹木の保全

個別取り組み

個別取り組み	生きもの 行動計画	所管課	個別取り組み内容・目標
景観重要樹木の指定検討		都市デザイン課	風景づくり計画に定める指定方針に基づき、景観形成を図る上で重要な樹木の指定を検討する。

●取り組み内容

1-4-4. みどりを活かした街づくりの推進

生きものつながる世田谷プラン行動計画との関連性

取り組み方針	取り組み内容
1-5 民有地・公共用地のみどりの保全	生 1-5-1 諸制度を活用したみどりの保全
2-3 民有地・公共用地の生物生息空間づくり	生 2-3-1 生物多様性に配慮した民有地の緑化推進

個別取り組み

個別取り組み	生きもの 行動計画	所管課	個別取り組み内容・目標
環境基本条例に基づく環境配慮制度【拡充】	生 2-3-1	環境・エネルギー施策推進課	大規模な開発事業等に対し、緑化率・緑の質の向上、既存樹木の保全等に関する配慮を要請。緑の量の確保（緑化率について基準値に4%上乗せ、高木等の配置について基準を20%上回るもの）、既存樹木、みどりの質の確保等の評価軸を設け評価する。 目標：環境基本条例に基づく環境配慮制度における「みどりの保全・創出」の評価結果について、★★★（優良な配慮）の獲得
大規模敷地における街づくり誘導指針の活用		街づくり課（各総合支所）	大規模な敷地においては、まとまった樹林地を可能な限り保全していくため、街づくり条例に基づく「街づくり誘導指針」を策定し、地域のみどりを生かした土地利用を誘導する。
地区計画・地区街づくり計画の策定		都市計画課	地区計画・地区街づくり計画策定時に、緑化に関する制限を設けるなど、建替え時に緑化を誘導していく。 目標：世田谷区次期実施計画に基づき実施
界わい形成地区における建設行為等の届出による風景づくりの指導・誘導		都市デザイン課	風景づくり条例に基づく風景づくり重点区域である「界わい形成地区（奥沢1～3丁目等界わい形成地区）」において、住宅地の豊かなみどりなどの風景特性を踏まえた地区独自の方針や基準に沿って指導・誘導を行う。 目標：界わい形成地区独自の風景特性を活かした良好な風景づくりの推進
緑地協定によるみどりの保全・創出		みどり政策課	緑地協定の制度を周知し、住民自身による自主的なみどりの保全や創出を進めていく。

個別取り組み	生きもの 行動計画	所管課	個別取り組み内容・目標
樹木伐採の事前届 出制度の活用 〔再掲〕		みどり政策課 街づくり課 (各総合支所)	大規模敷地の伐採予定を把握し、事前相談時に移植の助成制度を案内するなど、既存樹木の保全や代替植栽を誘導する。
小さな森制度の活用推進 〔再掲〕	生 1-5-1	(一財)世田谷 トラストまち づくり	50 ㎡以上の庭などで、年に数回オープンガーデンを行うことを条件に小さな森に登録。財団は庭造りのアドバイスやオープンガーデンの支援を行い、区民にみどり保全の大切さを啓発するとともに、地域コミュニティづくりを進める。 目標：新たな小さな森の登録 4 か所
市民緑地の活用推進 〔再掲〕	生 1-5-1	(一財)世田谷 トラストまち づくり	市民緑地でボランティアや市民団体等との協働による保全活動を実施するとともに、各所にて利活用促進に取り組む。 目標：①市民緑地でのボランティア等との保全活動 5 か所、②利活用促進 8 か所

基本方針―2 核となる魅力あるみどりを創出する

●取り組み方針 2-1. 公園緑地の整備

●取り組み内容 2-1-1. 公園緑地の配置・整備

個別取り組み

個別取り組み	生きもの 行動計画	所管課	個別取り組み内容・目標
新たな公園緑地の整備		公園緑地課	公園緑地の整備にあたっては、事業に期待される防災機能や健康レクリエーション効果を発揮させるとともに、生物多様性に配慮し、景観形成などの地域環境にも寄与する空間となるよう、区民参加の手法を取り入れながら、みどり豊かで魅力のある公園・緑地を増やしていく。 目標：4.27ha（累計 181.54ha）

●取り組み内容 2-1-2. 様々な手法による公園緑地の確保

生きものつながる世田谷プラン行動計画との関連性

取り組み方針	取り組み内容
1-5 民有地・公共用地のみどりの保全	生 1-5-2 生きものを守り増やすための基金などによる緑地の確保

個別取り組み

個別取り組み	生きもの 行動計画	所管課	個別取り組み内容・目標
公園緑地確保のための基金周知	生 1-5-2	みどり政策課	「世田谷区みどりのトラスト基金」への寄附を、ホームページやイベントなどで周知を図る。
公園用地の寄附	生 1-5-2	みどり政策課	区民からの寄附による土地を公園緑地として活用し、整備を進めていく。 目標：寄附公園制度のPRの拡充 公園緑地配置方針図に基づく「特に公園緑地が少なく公園緑地を配置する地域」でのPR、空き家対策との連携を検討
公園緑地用地取得		みどり政策課	特に公園緑地が少ない地域や、防災面で公園が必要とされている地域、国分寺崖線保全重点地区等の位置付けがある地域などに配慮するとともに、みどりの拠点やみどりの軸、みどりのネットワークの形成に資する公園緑地用地を取得する。 目標：公園緑地用地取得面積（H30年度からの

個別取り組み	生きもの 行動計画	所管課	個別取り組み内容・目標
			累計 11.82 ha)

●取り組み内容

2-1-3. みどりを守り育てる資金の確保

個別取り組み

個別取り組み	生きもの 行動計画	所管課	個別取り組み内容・目標
みどりを守り育てる資金の確保 【拡充】		みどり政策課	世田谷区みどりのトラスト基金を活用した体験型事業の実施などにより、みどりのトラスト基金への寄附醸成につなげる。

●取り組み内容

2-1-4. 区民や事業者との協働による魅力ある公園づくり (重)

生きものつながる世田谷プラン行動計画との関連性

取り組み方針	取り組み内容
2-2 公園緑地のネットワークづくり	生 2-2-1 生物多様性に配慮した公園緑地の整備

個別取り組み

個別取り組み	生きもの 行動計画	所管課	個別取り組み内容・目標
魅力あふれる公園づくりの推進		公園緑地課	公園の規模や種類に応じて、ワークショップや利用者アンケート等多様な手法により、計画から管理・運営まで区民参加を進めるとともに、参加・協働による仕組みや場を増やす。 目標：12 か所（累計 72 件 ※H20 からの公園整備数）
砦地域プレーパークの設置に向けた協働事業の実施 【拡充】		児童課	プレーパークを外遊びの拠点として、子どもたちの外遊びを進める。外遊びの啓発に取り組むとともに、砦地域に新たなプレーパークの設置を進める。 目標：区民との協働による砦地域プレーパークの常設化（週 5 日開園）と地域に向けた外遊び啓発活動の充実
公園管理・活用方針の策定		公園緑地課	管理・活用に関する各種方針、ガイドライン等の策定・更新を行う。
大規模な公園の新設や改修を契機とした常設民間施設（カフェ等）の誘致		公園緑地課 みどり政策課	玉川野毛町公園拡張事業で実施したサウンディング調査や区民意見聴取等を元に、P-PFI による民間便益施設の公募を行う。また、上用賀公園拡張事業で実施したサウンディング調査等を基に、P-PFI による民間便益施設の導入の可能性について検討を進める。

個別取り組み	生きもの 行動計画	所管課	個別取り組み内容・目標
			目標：民間便益施設の誘致（玉川野毛町公園）、民間便益施設の導入検討（上用賀公園）
公園における移動販売車の誘致		公園緑地課 産業連携交流 推進課	区民の利便性向上と税外収入の確保を図るため、公園での移動販売車の出店を継続する。
公園の防災機能の強化		公園緑地課	災害時の避難場所としての機能向上をめざし、防災活動のスペースを確保し、災害用施設を整備するなど、防災機能の強化に取り組む。
公園等における区民参加の花づくり活動の支援		公園緑地課	区民が、公園・緑道・身近な広場に花苗や球根を植え付け、日頃の管理を進めていく活動を支援していく。植え付けする植物について、生きものを呼び込むことのできる種類を選ぶなど、生物多様性に配慮した工夫を取り入れる。
生きものに配慮した大規模公園緑地の計画づくり 【新規】	生 2-2-1	みどり政策課	大規模公園緑地の整備に向け、生物多様性に配慮した公園緑地の計画づくりを進める。 目標：（仮称）北烏山七丁目緑地
大規模な生きもの拠点となる公園緑地の整備	生 2-2-1	公園緑地課	体験・学習の場として使えるような大規模な生きもの拠点となる公園を整備する。 目標：玉川野毛町公園（拡張用地）
生きもの拠点となる公園緑地の整備	生 2-2-1	公園緑地課	身近な公園や緑地に生物多様性に配慮した空間を整備する。
公園緑地における崖線樹林地の管理・運営の充実 【新規】 【再掲】		公園緑地課 （一財）世田谷 トラストまち づくり	国分寺崖線の将来像を見据え、生物多様性に配慮した公園緑地における崖線樹林地の管理方針を検討するとともに、維持管理の質の向上を図る。また、これまで取り組んできた区民参加による崖線樹林地の保全活動を基盤とし、様々な普及啓発や新たな区民との協働により崖線樹林地の保全を重点的に取り組む。 目標：①公園緑地における崖線樹林地の管理方針の検討、②樹木診断等に基づく危険樹木の更新と未来につながる若木の育成、③公園緑地を核とした区民参加の活動の場の拡充・創出（5か所）
保全活動の支援 【新規】 【再掲】		（一財）世田谷 トラストまち づくり	国分寺崖線の将来像を見据え、生物多様性に配慮した公園緑地における崖線樹林地の管理について、これまで取り組んできた区民との協働による崖線樹林地の保全活動を継続的なものとしていくための活動支援（コーディネート）に取り組む。 目標：区民との協働による活動の場の継続及び発展のための支援
風景づくりのガイドライン（公共施設編）の作成		都市デザイン課	風景づくり計画に基づき、公共施設に関する風景づくりの配慮すべき事項等を示したガイドラインを作成する。

●取り組み方針
2-2. 公園緑地の管理運営

●取り組み内容
2-2-1. 公園の適正な維持・更新

生きものつながる世田谷プラン行動計画との関連性

取り組み方針	取り組み内容
2-2 公園緑地のネットワークづくり	生 2-2-2 生物多様性に配慮した公園緑地の管理

個別取り組み

個別取り組み	生きもの行動計画	所管課	個別取り組み内容・目標
公園等長寿命化改修計画に基づく改修		公園緑地課	公園等長寿命化改修計画に基づき、計画的に公園等を改修する。 目標：①大規模公園改修 8 か所、②緑道再生 1,360m、③特色ある公園・身近な広場の再生 12 か所
維持管理経費の縮減		公園緑地課	長寿命化計画の推進により、公園施設の長寿命化を図り経費を縮減する。
生物多様性に配慮した公園管理	生 2-2-2	公園緑地課	在来種を用いた植栽、枯木積みや石積みなどのエコスタックを用いた生きものの生息・生育場所への配慮、外来種防除などを検討・実施する。
区民による公園管理協定制度の推進		公園緑地課	「公園管理協定制度」の内容について、管理作業の拡充を検討する。 目標：管理協定講習会の開催・公園サポーター制度の推進
公園緑地における崖線樹林地の管理・運営の充実 【新規】 【再掲】		公園緑地課 (一財)世田谷 トラストまち づくり	国分寺崖線の将来像を見据え、生物多様性に配慮した公園緑地における崖線樹林地の管理方針を検討するとともに、維持管理の質の向上を図る。また、これまで取り組んできた区民参加による崖線樹林地の保全活動を基盤とし、様々な普及啓発や新たな区民との協働により崖線樹林地の保全を重点的に取り組む。 目標：①公園緑地における崖線樹林地の管理方針の検討、②樹木診断等に基づく危険樹木の更新と未来につながる若木の育成、③公園緑地を核とした区民参加の活動の場の拡充・創出。5 か所
保全活動の支援 【新規】 【再掲】		(一財)世田谷 トラストまち づくり	国分寺崖線の将来像を見据え、生物多様性に配慮した公園緑地における崖線樹林地の管理について、これまで取り組んできた区民との協働による崖線樹林地の保全活動を継続的なものとしていくための活動支援（コーディネート）に取り組む。 目標：区民との協働による活動の場の継続及び発展のための支援

●取り組み内容

2-2-2. 地域の魅力を高める公園マネジメントの検討

個別取り組み

個別取り組み	生きもの 行動計画	所管課	個別取り組み内容・目標
公園管理・活用方針 の策定 〔再掲〕		公園緑地課	管理・活用に関する各種方針、ガイドライン等の策定・更新を行う。
大規模な公園の新 設や改修を契機と した常設民間施設 (カフェ等)の誘致 〔再掲〕		公園緑地課 みどり政策課	玉川野毛町公園拡張事業で実施したサウンディング調査や区民意見聴取等を元に、P-PFIによる民間便益施設の公募を行う。また、上用賀公園拡張事業で実施したサウンディング調査等を基に、P-PFIによる民間便益施設の導入の可能性について検討を進める。 目標：民間便益施設の誘致 1公園(玉川野毛町公園)、民間便益施設の導入検討 1公園(上用賀公園)
公園における移動 販売車の誘致 〔再掲〕		公園緑地課 産業連携交流 推進課	区民の利便性向上と税外収入の確保を図るため、公園での移動販売車の出店を継続する。
暮らしにつながる 発生材の地域循環・ 活用 【新規】		公園緑地課 (一財)世田谷 トラストまち づくり	岡本公園をモデルとして、公園や街路樹の管理で発生した伐採木や石などの発生材を、樹林地管理や体験工作など地域で活かし、暮らしの中の新しい価値や豊かさを生み出すように資源を循環させる取り組みを進める。また、公園緑地の保全活動のほか、子どもの環境教育や意見交換、情報発信など暮らしとつなげる具体的な取り組みを推進する多世代交流の拠点づくりに取り組む。 目標：①再生資源循環の仕組みの検討・試行、 ②地域循環・活用の拠点づくり1か所

●取り組み方針

2-3. 区民がふれあえる水辺の再生

●取り組み内容

2-3-1. 区民がふれあえる水辺の再生

生きものつながる世田谷プラン行動計画との関連性

取り組み方針	取り組み内容
2-1 河川・水辺のネットワークづくり	生 2-1-1 河川、湧水などの水辺と周辺のみどりを活かしたビオトープづくり
	生 2-1-2 多自然川づくりや水生生物の移動に配慮した河川整備

個別取り組み

個別取り組み	生きもの行動計画	所管課	個別取り組み内容・目標
湧水を生かした緑地の整備〔再掲〕		公園緑地課	国分寺崖線のまとまった樹林地や湧水、流れと一体となる大蔵緑地の整備を進める。水辺地などでは、地域の人々の記憶を呼び起こすために、看板を設置し、湧水の紹介、解説などを行うことで、水循環を支えるみどりへの理解やふれあいを促進する。
生物多様性に配慮した水辺づくり	生 2-1-1	公園緑地課 各施設関係所管課 施設営繕第一課 施設営繕第二課	世田谷生きもの緑化ガイドブックを参考に、公共施設などにおいて、地域環境、施設用途の特性に合わせ、生物多様性に配慮した水辺づくりを進めるとともに、鳥や虫などの生きものを育む水辺の維持管理を進める。
水辺の維持管理	生 2-1-1	公園緑地課 工事第一課 工事第二課	鳥や虫などの生きものを育む水辺の維持管理を進める。
河川の自然環境の再生〔再掲〕	生 2-1-2	豪雨対策・下水道整備課 みどり政策課 環境保全課	東京都へ環境に配慮した河川づくりを要望し、協力していく。

基本方針ー3 街なかに多様なみどりをつくり、つなげる

●取り組み方針

3-1. 民有地のみどりづくり

●取り組み内容

3-1-1. 花とみどりの街づくりの推進 (重)

生きものつながる世田谷プラン行動計画との関連性

取り組み方針	取り組み内容
1-3 河川・水辺の保全	生 1-3-1 生物多様性に配慮した河川の管理
1-5 民有地・公共用地のみどりの保全	生 1-5-1 諸制度を活用したみどりの保全
2-3 民有地・公共用地の生物生息空間づくり	生 2-3-1 生物多様性に配慮した民有地の緑化推進
	生 2-3-2 生物多様性に配慮した建築計画などにもなう緑化の推進
リーディングプロジェクト	ちょこっと空間づくりプロジェクト

個別取り組み

個別取り組み	生きもの行動計画	所管課	個別取り組み内容・目標
宅地の生物多様性に配慮した緑化推進	生 2-3-1	街づくり課 (各総合支所) みどり政策課	みどりの基本条例・都市緑地法に基づき一定規模以上の建築物の新築や増築を行う場合に、緑化の義務を定めている。それに加え、生物多様性に配慮した緑化を誘導していく。
シンボルツリー・生垣、植栽帯造成、屋上緑化・壁面緑化、駐車場緑化の助成制度の推進 【拡充】	生 2-3-2	みどり政策課	既存制度を拡充し、より多くの区民が多様な緑化を進め、街なかのみどりが効果的につながっていくような制度としていく。 また、雨水貯留浸透とみどりの創出の効果をあわせ持つ助成制度の拡充により、区民、事業者が取り組むグリーンインフラを促進する。 目標：街なかのみどり創出による生きものネットワークの充実。令和6～9年度助成件数372件
みどりと花いっぱい協定による緑化推進	生 2-3-1	みどり政策課	既存協定を継続しつつ新規案件を増やし、街なかにみどりと花の拠点を増やして、みどりに対する区民の意識を高めていく。また、多年草を含めた多様な植栽種が選択できるよう、新たな支援方法を検討する。
3軒からはじまるガーデニング支援制度	生 2-3-1	(一財)世田谷トラストまちづくり	3軒以上のグループへガーデニングアドバイザーの派遣と緑化資材購入費の一部を助成し、みどりあふれる環境にやさしい街並づくりを推進する。
園芸講習会	生 2-3-1	(一財)世田谷トラストまちづくり	瀬田農業公園（フラワーランド）での園芸講習会開催、身近なまちづくり推進協議会等、地域で開催される園芸講習会に講師を派遣する。
小さな森制度の活用推進 〔再掲〕	生 1-5-1	(一財)世田谷トラストまちづくり	50㎡以上の庭などで、年に数回オープンガーデンを行うことを条件に小さな森に登録。財団は庭造りのアドバイスやオープンガーデンの支援を行い、区民にみどり保全の大切さ

個別取り組み	生きもの 行動計画	所管課	個別取り組み内容・目標
			を啓発するとともに、地域コミュニティづくりを進める。 目標：新たな小さな森の登録 4 か所
緑地協定によるみどりの保全・創出 〔再掲〕		みどり政策課	緑地協定の制度を周知し、住民自身による自主的なみどりの保全や創出を進めていく。
緑化助成制度の多様な PR		みどり政策課	助成制度を利用した緑化施設について、PR 方法の工夫を行い、助成制度のさらなる活用を進める。
樹木の移植助成の活用 〔再掲〕		みどり政策課	建物の新築や増改築等により、やむを得ず移植するものについて、助成制度の活用を促進し、既存樹木の保全に努める。
既存樹木の保全 〔拡充〕 〔再掲〕		みどり政策課	地域に残る貴重な既存樹木の保全を推進するため、保存樹木・保存樹林地指定基準や支援内容の見直しを検討する。
ひとつぼみどりの創出		みどり政策課	通りに面した部分などに、1 坪（約 3.3 m ² ）程度の小さなみどり（ひとつぼみどり）の創出を図る。パンフレットで、ひとつぼみどりの事例や、助成制度、みどりを楽しむ暮らし方（ジャムづくり、腐葉土づくり、草木染め、家庭菜園など）を紹介する。
ちょこっと空間づくり	生リーディング	みどり政策課	個人宅の庭やベランダ、商店街などで生きものが立ち寄る場をつくる工夫を動画で紹介し、生きものの生息・生育空間を増やす。 目標：動画配信（令和 6 年度新規動画公開）による「ちょこっと空間づくり」の推進
区民相互のみどりの管理に対する支援 〔拡充〕 〔再掲〕		みどり政策課 (一財)世田谷 トラストまち づくり	落ち葉ひろいりレーの拡充など、区民が樹木や樹林の管理に参加することができる仕組みの拡充を図り、地域の財産であるみどりを、地域の人々で大切に守っていく。
民有地のみどりの管理支援 〔再掲〕		みどり政策課	民有地のみどりに対して、所有者の管理によるみどりの質の向上を図るため、機材の貸し出しを行う。
庭木の手入れ講習会 〔再掲〕		みどり政策課 (一財)世田谷 トラストまち づくり	日常的なみどりの管理の基礎知識を学べる講習会等を実施する。 目標：講習会実施（2 回/年）
雨水浸透施設・雨水タンク設置の助成 〔再掲〕	生 1-3-2	豪雨対策・ 下水道整備課	都市型水害の軽減や地下水の涵養のため、雨水浸透施設・雨水タンクを設置した方に、一定の条件のもと、助成を行う。
雨水貯留浸透施設設置の指導 〔再掲〕	生 1-3-2	豪雨対策・ 下水道整備課 工事第一課 工事第二課	世田谷区雨水流出抑制施設の設置に関する指導要綱等に基づき、新築行為などに対して、雨水流出抑制施設の設置を指導する。 目標：世田谷区豪雨対策行動計画(改定)に基づく、令和 9 年度の目標値（累積） ①目黒川流域 34.9 万 m ³ ②谷沢川・丸子川流域 15.4 万 m ³

個別取り組み	生きもの 行動計画	所管課	個別取り組み内容・目標
			③野川流域 11.6 万㎡ ④呑川流域 5.7 万㎡
雨庭づくりの普及 によるひとつぼみ どりの創出 【新規】		みどり政策課 (一財)世田谷 トラストまち づくり	個人の庭などでの雨庭づくりについて、多様な普及啓発プログラムの開発により、ひとつぼみどりの創出を図る。
雨庭づくりの普及 と人材育成 【新規】 〔再掲〕		(一財)世田谷 トラストまち づくり	個人の庭などでの雨庭づくりについて、普及啓発プログラムの開発と地域展開の検討と試行を行う。また、区民、事業者、団体、区等との連携を進めながら普及啓発のための人材育成に取り組む。 目標：多主体連携による、個人の庭などでの雨庭づくりの推進

●取り組み内容

3-1-2. 緑化指導・誘導の推進

生きものつながる世田谷プラン行動計画との関連性

取り組み方針	取り組み内容
1-1 国分寺崖線の保全	生 1-1-2 国分寺崖線保全のための生物多様性に配慮した緑化
2-3 民有地・公共用地の生物生息空間づくり	生 2-3-1 生物多様性に配慮した民有地の緑化推進
	生 2-3-2 生物多様性に配慮した建築計画などにもなう緑化の推進

個別取り組み

個別取り組み	生きもの行動計画	所管課	個別取り組み内容・目標
建築事業者などに対する普及啓発	生 2-3-2	みどり政策課 街づくり課 (各総合支所)	積極的に緑化を推進するために、緑化制度を担当する職員の研修を実施し、建築・開発事業者に対し建築時の緑化の普及啓発を行う。
世田谷生きもの緑化ガイドブックの配布	生 1-1-2	みどり政策課	世田谷生きもの緑化ガイドブックを参考に、生物多様性に配慮した緑化を推進する。
環境基本条例に基づく環境配慮制度【拡充】〔再掲〕	生 2-3-1	環境・エネルギー施策推進課	大規模な開発事業等に対し、緑化率・緑の質の向上、既存樹木の保全等に関する配慮を要請。緑の量の確保（緑化率について基準値に4%上乗せ、高木等の配置について基準を20%上回るもの）、既存樹木、みどりの質の確保等の評価軸を設け評価する。 目標：環境基本条例に基づく環境配慮制度における「みどりの保全・創出」の評価結果について、★★★（優良な配慮）の獲得
みどりの計画書制度による届出制度の継続		みどり政策課	みどりの計画書届出制度を継続し、150㎡以上の敷地や風致地区内における新築時等に、新たなみどりの創出、既存樹木の保全等を進めていく。
建築物緑化認定ラベル交付制度の検証		みどり政策課	みどりの基本条例に定めた基準以上の緑化を行う建築物などを顕彰する、緑化認定ラベル交付制度の運用について、より効果的な方法を検証する。
緑化地域制度の対象建築物の緑化の確実な維持		みどり政策課	緑化地域制度によって創出された緑化施設について、巡回確認により確実なみどりの維持を指導する。
地区計画・地区街づくり計画の策定〔再掲〕		都市計画課	地区計画・地区街づくり計画策定時に、緑化に関する制限を設けるなど、建替え時に緑化を誘導していく。 目標：世田谷区次期実施計画に基づき実施
界わい形成地区における建設行為等の届出による風景づくりの指導・誘導〔再掲〕		都市デザイン課	風景づくり条例に基づく風景づくり重点区域である「界わい形成地区（奥沢1～3丁目等界わい形成地区）」において、住宅地の豊かなみどりなどの風景特性を踏まえた地区独自の方針や基準に沿って指導・誘導を行う。

個別取り組み	生きもの 行動計画	所管課	個別取り組み内容・目標
			目標：界わい形成地区独自の風景特性を活かした良好な風景づくりの推進
シンボルツリー・生垣、植栽帯造成、屋上緑化・壁面緑化、駐車場緑化の助成制度の推進 【拡充】 【再掲】	生 2-3-2	みどり政策課	既存制度を拡充し、より多くの区民が多様な緑化を進め、街なかのみどりが効果的につながっていくような制度としていく。 目標：街なかのみどり創出による、生きものネットワークの充実。（令和6～9年度助成件数372件）

●取り組み内容

3-1-3. 建設行為等におけるみどりの風景づくり

生きものつながる世田谷プラン行動計画との関連性

取り組み方針	取り組み内容
1-2 景観の保全	生 1-2-1 風景づくり活動の推進による生物多様性への配慮

個別取り組み

個別取り組み	生きもの 行動計画	所管課	個別取り組み内容・目標
建設行為等における風景づくりの誘導	生 1-2-1	都市デザイン課	建築物や工作物などの建設行為等を行う際に、事業者に対し、事前協議および景観法に基づく届出制度により、風景づくりの方針・基準に基づいた計画となるよう、指導・誘導を行う。 目標：地域の風景特性を活かした良好な風景づくりの推進

●取り組み方針

3-2. みどりの公共・公益施設づくり

●取り組み内容

3-2-1. みどりの道づくり

生きものつながる世田谷プラン行動計画との関連性

取り組み方針	取り組み内容
2-3 民有地・公共用地の生物生息空間づくり	生 2-3-3 生物多様性に配慮した公共・公益施設の緑化推進

個別取り組み

個別取り組み	生きもの行動計画	所管課	個別取り組み内容・目標
道路緑化の推進	生 2-3-3	土木計画調整課 工事第一課 工事第二課 公園緑地課	道路空間として効果的かつ良質な道路緑化を推進することを基本理念として、生物多様性等に配慮した道路緑化を推進する。また、街路樹や植栽帯について、病害虫の防除や植栽基盤の改善、適切な補植や更新、剪定などにより、健全な育成・維持管理を行っていく。 目標：令和 5 年度末より、道路緑化面積を 0.72ha 増加
風景づくりのガイドライン（公共施設編）の作成〔再掲〕		都市デザイン課	風景づくり計画に基づき、公共施設に関する風景づくりの配慮すべき事項等を示したガイドラインを作成する。
庁内でのみどりの相談窓口		みどり政策課（一財）世田谷トラストまちづくり	みどりや生物多様性に関する情報を庁内で共有する。また、庁内での園芸や緑化に関する様々な相談について、瀬田農業公園（フラワーランド）で専門員等により応じる体制を継続する。

●取り組み内容

3-2-2. みどりの学校づくり

生きものつながる世田谷プラン行動計画との関連性

取り組み方針	取り組み内容
2-3 民有地・公共用地の生物生息空間づくり	生 2-3-3 生物多様性に配慮した公共・公益施設の緑化推進

個別取り組み

個別取り組み	生きもの行動計画	所管課	個別取り組み内容・目標
緑のカーテンづくり（学校）	生 2-3-3	教育環境課 みどり政策課	生物多様性に配慮した緑化を推進する。希望校を中心に実施していく。
生物多様性に配慮した学校づくり	生 2-3-3	教育指導課 教育環境課	世田谷生きもの緑化ガイドブックを参考に、地域環境、施設用途の特性に合わせ、生物多様性に配慮した緑化を検討し、推進していく。
校庭芝生化		教育環境課 施設営繕第一課 施設営繕第二課	利用面での制約や管理面での課題について、導入した学校での成果をもとに検討し、地域の利用団体と調整を図りながら、学校の新築・改築時などに合わせ、校庭内の一部に芝生の導入を検討し、推進していく。
屋上緑化		教育環境課 施設営繕第一課 施設営繕第二課	管理面での課題について、導入した学校での成果をもとに樹種等を工夫し、新築・改築時などに導入を検討し、推進していく。
地上部植栽		教育環境課 施設営繕第一課 施設営繕第二課	新築・改築時などに敷地内の地上部に植栽していく。
植栽地の適切な管理		各学校	学校の植栽地を適切に管理していく。
風景づくりのガイドライン（公共施設編）の作成〔再掲〕		都市デザイン課	風景づくり計画に基づき、公共施設に関する風景づくりの配慮すべき事項等を示したガイドラインを作成する。
庁内でのみどりの相談窓口〔再掲〕		みどり政策課（一財）世田谷トラストまちづくり	みどりや生物多様性に関する情報を庁内で共有する。また、庁内での園芸や緑化に関する様々な相談について、瀬田農業公園（フラワーランド）で専門員等により応じる体制を継続する。

●取り組み内容

3-2-3. みどりの公共・公益施設づくり

生きものつながる世田谷プラン行動計画との関連性

取り組み方針	取り組み内容
2-3 民有地・公共用地の生物生息空間づくり	生 2-3-3 生物多様性に配慮した公共・公益施設の緑化推進

個別取り組み

個別取り組み	生きもの行動計画	所管課	個別取り組み内容・目標
緑のカーテンづくり (公共・公益施設)	生 2-3-3	みどり政策課	生物多様性に配慮した緑化を推進する。希望施設を中心に実施していく。
公共・公益施設の建築計画などにおける緑化の推進	生 2-3-3	各施設関係所管課 施設営繕第一課 施設営繕第二課	公共・公益施設の建築計画や、駐車場整備において、世田谷生きもの緑化ガイドブックを参考に、生物多様性に配慮した緑化を進める。
公共・公益施設におけるクールスポットづくり		各施設関係所管課 施設営繕第一課 施設営繕第二課	地域環境、各種条例に基づき、各種施設用途に合わせ、クールスポットづくりを進める。 ※【クールスポット】 涼しく過ごせ、お休み処となるような場所を意味する。木陰をつくる中・高木を保全、植栽することで、快適に過ごせる場所を創出する。
屋上緑化・壁面緑化の推進		各施設関係所管課 施設営繕第一課 施設営繕第二課	公共・公益施設の改築時に、屋上緑化や壁面緑化を図る。
樹木・植栽地の適切な維持管理(公共・公益施設) 【新規】		各施設関係所管課	公共・公益施設、区営住宅等の住宅施設における樹木・植栽地について、定期的な剪定や刈込等により、適切な維持管理を行い、みどりの質を確保する。
風景づくりのガイドライン(公共施設編)の作成 〔再掲〕		都市デザイン課	風景づくり計画に基づき、公共施設に関する風景づくりの配慮すべき事項等を示したガイドラインを作成する。
庁内でのみどりの相談窓口 〔再掲〕		みどり政策課 (一財)世田谷トラストまちづくり	みどりや生物多様性に関する情報を庁内で共有する。また、庁内での園芸や緑化に関する様々な相談について、瀬田農業公園(フラワーランド)で専門員等により応じる体制を継続する。

●取り組み方針

3-3. 新たなみどりの創出

●取り組み内容

3-3-1. 新たなみどりの創出

生きものつながる世田谷プラン行動計画との関連性

取り組み方針	取り組み内容
2-3 民有地・公共用地の生物生息空間づくり	生 2-3-3 生物多様性に配慮した公共・公益施設の緑化推進

個別取り組み

個別取り組み	生きもの行動計画	所管課	個別取り組み内容・目標
外環道上部空間等利用における緑化の推進(東名ジャンクション(仮称))	生 2-3-3	砧総合支所街づくり課	上部空間等利用において緑化空間の創出と推進を図るため、計画案の策定に向けて事業者等と調整を進める。
小田急線上部利用における緑化の推進	生 2-3-3	北沢総合支所街づくり課 拠点整備担当課	小田急線の上部利用における公共施設整備においては、東北沢、下北沢、世田谷代田駅周辺のみどりとのつながりを意識し、多様性をもたらす緑化の推進及び、住民参加型の管理や、活用を促進し、高質な緑化空間の創出を図る。
地域活動団体との連携によるみどり保全とまちづくり		(一財)世田谷トラストまちづくり	地域の様々な自然環境や歴史的・文化的環境について、多様な団体と連携しながら、地域貢献活用を広げ、居心地のよい魅力的なまちとコミュニティの再生をめざす。
市民緑地認定制度による緑地の保全・創出 〔再掲〕		みどり政策課	市民緑地設置管理計画制度を活用した民間主体による緑地の保全・創出を進める。

●取り組み方針

3-4. 外来種や野生生物への対応

●取り組み内容

3-4-1. 外来種や野生生物への対応

生きものつながる世田谷プラン行動計画との関連性

取り組み方針	取り組み内容
3-1 外来種や野生生物への対応	生 3-1-1 世田谷の生態系に影響を及ぼす外来種対策の実施
	生 3-1-2 野生生物の適正管理、普及啓発の推進

個別取り組み

個別取り組み	生きもの行動計画	所管課	個別取り組み内容・目標
関係行政機関、学校、団体と連携した啓発・防除活動	生 3-1-1	みどり政策課	特定外来種などの防除活動について連携し、啓発や防除活動を行う。
普及啓発事業の実施	生 3-1-1	みどり政策課	外来種についての正しい知識の周知や、特定外来生物などの防除活動への参加を呼びかける。
カラスの巣撤去緊急対策事業の実施	生 3-1-2	環境保全課	繁殖期のカラスの威嚇や攻撃から区民の安全を確保するため、巣の撤去などを行う。
ハクビシン等の防除	生 3-1-2	環境保全課	ハクビシン・アライグマが建物の天井裏などに棲みつき、糞尿などの被害が生じている場合、区民の生活環境の保全を図るため、箱わなを設置し、防除する。
農地におけるハクビシン等の防除		都市農業課	ハクビシン・アライグマ・タヌキによる農作物への被害が生じている場合、被害の抑制を図ることを目的として農地に箱わなを設置し、防除する。
生活被害を伴う害虫等への防除対策	生 3-1-2	世田谷保健所	区民生活に危害を及ぼす恐れのある害虫等についての注意喚起や情報の周知、ハチの巣の除去（要件あり）を行う。
ハチとの共生の普及啓発	生 3-1-2	世田谷保健所	ハチの生態や習性・被害の予防対策に関する正しい知識を習得し、共生していくために、区民向けの普及啓発講習会を開催する。
希少生物生息・生育地の保全活動〔再掲〕	生 1-1-1	(一財)世田谷トラストまちづくり	区民ボランティア、自治会、大学、区等との協働により希少種(イチリンソウやカタクリ)を保全する。

●取り組み方針

3-5. みどりによる安全な街づくり

●取り組み内容

3-5-1. 災害に備えた水環境の整備

生きものつながる世田谷プラン行動計画との関連性

取り組み方針	取り組み内容
1-3 河川・水辺の保全	生 1-3-2 建設時の地下水・湧水の保全指導

個別取り組み

個別取り組み	生きもの行動計画	所管課	個別取り組み内容・目標
民有地の震災対策用井戸の維持管理支援		地域振興課 (各総合支所) 災害対策課	震災等の災害時に備え、利用可能な水を確保するために、震災対策用井戸として指定された民有地の井戸の維持管理を継続して支援する。
防火水槽の設置指導		街づくり課 (各総合支所)	地震などの災害発生時に備え防火水槽の設備設置を進める。
雨水浸透施設・雨水タンク設置の助成〔再掲〕	生 1-3-2	豪雨対策・ 下水道整備課	都市型水害の軽減や地下水の涵養のため、雨水浸透施設・雨水タンクを設置した方に、一定の条件のもと、助成を行う。 また、雨水貯留浸透とみどりの創出の効果をあわせ持つ助成制度の拡充により、区民、事業者が取り組むグリーンインフラを促進する。
建築などの機会を捉えた雨水貯留浸透施設の普及〔再掲〕	生 1-3-2	豪雨対策・ 下水道整備課 工事第一課 工事第二課	世田谷区雨水流出抑制施設の設置に関する指導要綱等に基づき、新築行為などに対して、雨水流出抑制施設の設置を指導する。 目標：世田谷区豪雨対策行動計画(改定)に基づく、令和9年度の目標値（累積） ①目黒川流域 34.9 万 ^m ³ ②谷沢川・丸子川流域 15.4 万 ^m ³ ③野川流域 11.6 万 ^m ³ ④呑川流域 5.7 万 ^m ³

●取り組み内容

3-5-2. みどりによる防災機能の強化

個別取り組み

個別取り組み	生きもの行動計画	所管課	個別取り組み内容・目標
防災街づくり事業による公園・広場・緑地用地取得		防災街づくり課 街づくり課 (各総合支所)	防災まちづくり事業により公園・広場・緑地用地の取得を進める。 目標：防災街づくり事業による公園・広場・緑地用地取得 1 か所（累計 2 か所）
地区計画・地区街づくり計画の策定〔再掲〕		都市計画課	地区計画・地区街づくり計画策定時に、緑化に関する制限を設けるなど、建替え時に緑化を誘導していく。 目標：世田谷区次期実施計画に基づき実施

基本方針—4 みどりと関わる活動を増やし、協働する

●取り組み方針

4-1. みどりを守り育てる活動の活性化

●取り組み内容

4-1-1. 国・東京都・関係自治体との連携

生きものつながる世田谷プラン行動計画との関連性

取り組み方針	取り組み内容
4-1 国や関係自治体との連携	生 4-1-1 国・東京都・関係自治体との連携

個別取り組み

個別取り組み	生きもの行動計画	所管課	個別取り組み内容・目標
生きもの情報の共有	生 4-1-1	みどり政策課	各機関と生物多様性に関する情報を共有し、生きものネットワークづくりに活用する。
国・東京都・関係自治体等との連携による広域的保全の推進	生 4-1-1	みどり政策課	国・東京都・関係自治体と連携して、国分寺崖線や河川環境などの広域的保全に取り組む。
「健康村里山自然学校」の継続実施	生 4-1-1	区民健康村・ふるさと交流課	区民と村民（群馬県川場村）が共同して森林等の保全活動を行う「健康村里山自然学校」を実施し、「地球温暖化防止」「生物多様化の保護」などの重要性を学ぶ機会を作る。また、PR活動によってリピーターだけではなく新規参加者の獲得に努めていく。

●取り組み内容

4-1-2. 区民や団体などとの連携

生きものつながる世田谷プラン行動計画との関連性

取り組み方針	取り組み内容
4-2 区民の活動を活性化する仕組みづくり	生 4-2-1 区民や団体との連携
リーディングプロジェクト	せたがやカレープロジェクト

個別取り組み

個別取り組み	生きもの行動計画	所管課	個別取り組み内容・目標
活動団体との意見交換会の開催	生 4-2-1	みどり政策課 公園緑地課 豪雨対策・ 下水道整備課 (一財)世田谷 トラストまち づくり	生物多様性保全活動団体や河川の環境団体などと意見交換会など情報共有の場を設ける。 また、各公園緑地等でのボランティア活動において、保全方針や魅力を伝える活動などについて、活動団体との意見交換や勉強会等に定期的に取り組む。 目標：多様な主体との情報共有、意見交換会（世田谷生きもの会議 1回/年）などの実施
専門家の派遣などの支援	生 4-2-1	みどり政策課 (一財)世田谷 トラストまち づくり	生物多様性保全活動団体や小学校、地域活動団体等への専門家派遣に取り組む。
企業や学校との連携による生物多様性に配慮した場の活用	生 4-2-1	みどり政策課 公園緑地課 (一財)世田谷 トラストまち づくり	企業や学校と連携して、生物多様性に配慮した公園緑地・公共用地・民有地を、環境学習などの場として活用する。
せたがやカレープ ロジェクト 生リーディング 〔再掲〕		公園緑地課	活動団体、農業関連団体など様々な主体と連携して、区内農作物を使い、親しみのあるカレーなどを作るイベントを実施し、生物多様性への関心の向上や住宅都市の農業、農地の大切さの区民理解を醸成する。
園芸相談		(一財)世田谷 トラストまち づくり	園芸に関する様々な相談を瀬田農業公園(フラワーランド)で専門員が応じるとともに、寄せられた相談・回答等をホームページで紹介する。
区民相互のみどりの管理に対する支援 〔拡充〕 〔再掲〕		みどり政策課 (一財)世田谷 トラストまち づくり	落ち葉ひろいりレーの拡充など、区民が樹木や樹林の管理に参加することができる仕組みの拡充を図り、地域の財産であるみどりを、地域の人々で大切に守っていく。

●取り組み内容

4-1-3. みどり・生きものの表彰制度の推進

生きものつながる世田谷プラン行動計画との関連性

取り組み方針	取り組み内容
4-2 区民の活動を活性化する仕組みづくり	生 4-2-2 生物多様性に関わる活動の顕彰制度の設立

個別取り組み

個別取り組み	生きもの行動計画	所管課	個別取り組み内容・目標
みどり・生きものの表彰制度	生 4-2-2	みどり政策課	活動団体や事業者などによる、みどりや生物多様性への貢献の高い取り組みを表彰する。 目標：みどり・生きものの表彰制度の検討、実施
建築物緑化認定ラベル交付制度の検証〔再掲〕		みどり政策課	みどりの基本条例に定めた基準以上の緑化を行う建築物などを顕彰する、緑化認定ラベル交付制度の運用について、より効果的な方法を検証する。
緑化助成制度の多様なPR〔再掲〕		みどり政策課	助成制度を利用した緑化施設について、PR方法の工夫を行い、助成制度のさらなる活用を進める。

●取り組み内容

4-1-4. トラスト運動支援者数の拡大

生きものつながる世田谷プラン行動計画との関連性

取り組み方針	取り組み内容
5-1 生物多様性に関わる活動の活性化	生 5-1-1 トラスト運動への参加の拡大

個別取り組み

個別取り組み	生きもの行動計画	所管課	個別取り組み内容・目標
トラスト運動支援者数の拡大	生 5-1-1	(一財)世田谷トラストまちづくり	賛助会員拡大やトラストボランティアなどと連携・協力により自然環境や歴史的・文化的環境の保全活動を進める。

●取り組み内容

4-1-5. 協働によるみどりの風景づくり

生きものつながる世田谷プラン行動計画との関連性

取り組み方針	取り組み内容
1-2 景観の保全	生 1-2-1 風景づくり活動の推進による生物多様性への配慮

個別取り組み

個別取り組み	生きもの行動計画	所管課	個別取り組み内容・目標
地域風景資産の継続を目的とした仕組みの検討	生 1-2-1	都市デザイン課	地域風景資産の継続を目的とした仕組みの検討を行う。
風景づくり活動の支援		都市デザイン課	区民が自発的に進める風景づくり活動を支援し、多様な主体の協働による風景づくりを推進する。
界わい形成地区における建設行為等の届出による風景づくりの指導・誘導〔再掲〕		都市デザイン課	風景づくり条例に基づく風景づくり重点区域である「界わい形成地区（奥沢 1～3 丁目等界わい形成地区）」において、住宅地の豊かなみどりなどの風景特性を踏まえた地区独自の方針や基準に沿って指導・誘導を行う。
界わい形成地区（奥沢 1～3 丁目等界わい形成地区）におけるみどりの風景づくり【新規】		都市デザイン課	界わい形成地区（奥沢 1～3 丁目等界わい形成地区）において、界わい緑化推進プログラム等を活用し、地区住民とみどりの風景づくりに取り組む。
景観法の制度活用等による風景づくりの検討		都市デザイン課	景観法に基づく景観整備機構の活用など、多様な主体による風景づくりの推進を検討する。

●取り組み方針

4-2. みどりに関する情報の管理・発信

●取り組み内容

4-2-1. みどりに関する情報の管理・発信の仕組みづくり

生きものつながる世田谷プラン行動計画との関連性

取り組み方針	取り組み内容
1-3 河川・水辺の保全	生 1-3-2 建設時の地下水・湧水の保全指導
6-1 生物多様性に関わる情報整理、発信の仕組みづくり	生 6-1-1 生物多様性に関する情報の集約・管理と活用

個別取り組み

個別取り組み	生きもの行動計画	所管課	個別取り組み内容・目標
生物調査の実施	生 6-1-1	みどり政策課	世田谷に生息する生きものを把握するために、選定した場所において調査を実施する。また、区民参加の生きものしらべを実施する。目標：生物調査の継続実施（1回／5年）、まちの生きものしらべの実施（1回／年）
河川調査（水生生物）の実施	生 6-1-1	環境保全課	河川調査(水生生物)の実施
自然環境調査結果の公開	生 6-1-1	(一財)世田谷トラストまちづくり	自然環境調査結果内容について、世田谷トラストまちづくりビジターセンターをはじめ財団ホームページで報告書などを公開する。
多様な媒体を活用したみどり・生きもの情報の発信【拡充】	生 6-1-1	みどり政策課	多様な媒体を活用した情報発信や生物調査結果をオープンデータとして公開するなど、情報共有や啓発を一層進めることにより、みどりの保全・創出、生物多様性の保全に向けた機運醸成を行う。
世田谷名木百選マップの配布	生 6-1-1	みどり政策課	世田谷の長い歴史と文化の中に生き続け、地域の方々に様々な関わりかたを通じて親しまれ、育まれてきた樹木を選定した『名木百選』の普及啓発に努め、巨樹や老木を大切にすることを醸成していく。
地下水・湧水調査〔再掲〕	生 1-3-2	みどり政策課	区内で地下水位・池水位・湧水量などを継続的に観測し、長期的な変化を把握することで、地下水・湧水の保全に役立てる。また、地下水・湧水の現状とその保全に向けた取り組みを概要版やホームページなどにより普及啓発する。
環境調査 河川調査（水質）の実施		環境保全課	水質汚濁対策の一環として、年5回の河川水質の定期的な調査を継続する。
世田谷の自然とまちづくりに関する広報・情報発信	生 7-1-2	(一財)世田谷トラストまちづくり	トラストまちづくり情報誌等の紙媒体の発行、財団ホームページやメールマガジン、SNSなどにより、世田谷の自然やまちづくりに関するの普及啓発を進める。

基本方針—5 みどりと関わる暮らしを楽しみ、伝える

●取り組み方針

5-1. みどりに関する普及啓発

●取り組み内容

5-1-1. みどりを理解する場づくり

生きものつながる世田谷プラン行動計画との関連性

取り組み方針	取り組み内容
7-1 生物多様性の普及啓発	生 7-1-1 生物多様性を伝える場づくり
8-1 生物多様性に関わる体験・学習の場づくり	生 8-1-1 学校や地域と連携した生物多様性に関する体験・学習機会の拡充
リーディングプロジェクト	せたがやカレープロジェクト

個別取り組み

個別取り組み	生きもの行動計画	所管課	個別取り組み内容・目標
みどりと生きものに関する出前講座などの開催	生 7-1-1	みどり政策課	みどりと生きもの大切さを伝える場として、区民や学校向けの出前講座や講習会を開催する。
(一財)世田谷トラストまちづくりビジターセンターの運営	生 7-1-1	(一財)世田谷トラストまちづくり	世田谷の自然環境や歴史的・文化的環境、また、まちづくりや身近な自然とふれあえる情報発信拠点としてのビジターセンターの運営及び緑地等を保全する地域団体やボランティア等の活動拠点づくりを行う。
特別保護区の一般開放	生 7-1-1	(一財)世田谷トラストまちづくり	経堂五丁目特別保護区において、一般開放時に、トラストボランティアにより、自然環境に対する理解・促進を目指し、自然解説活動を実施する。 目標：自然解説活動 10 回程度／年
フィールドミュージアムの運営【拡充】	生 8-1-1	みどり政策課	国分寺崖線の歴史的資産や魅力を伝える「きしべの路」「おもいはせの路」と、地域全体をひとつの学習・体験の場として捉え、世田谷の自然や生きものについて学べる「フィールドミュージアム」等とのコラボレーションによる拡充を検討、運営する。
せたがやカレープロジェクト【再掲】	生リーディング	公園緑地課	活動団体、農業関連団体など様々な主体と連携して、区内農作物を使い、親しみのあるカレーなどを作るイベントを実施し、生物多様性への関心の向上や住宅都市の農業、農地の大切さの区民理解を醸成する。
せたがやガーデニングフェアの実施		みどり政策課	緑と花を主題に、せたがやらしい快適な環境の向上を区民、事業者と共に考え行動し、「世田谷みどり 33」を広く普及するイベントを、区民、事業者と協働して開催し、区民のみどりの大切さや効果等の理解を高める。
植樹イベントの実施		みどり政策課	区民との協働により区内の公園緑地等に樹木を植えるイベントを開催し、区民のみどりに対する理解を高める。

●取り組み内容

5-1-2. みどりに関する普及啓発 **重**

生きものつながる世田谷プラン行動計画との関連性

取り組み方針	取り組み内容
7-1 生物多様性の普及啓発	生 7-1-2 生物多様性の理解を促すための普及啓発
リーディングプロジェクト	生きものモニター制度プロジェクト
	ちょこっと空間づくりプロジェクト

個別取り組み

個別取り組み	生きもの行動計画	所管課	個別取り組み内容・目標
生きものつながる世田谷プランと生物多様性の普及啓発	生 7-1-2	みどり政策課	「生きものつながる世田谷プランわかりやすい版」の配布 目標：冊子配布による普及啓発（対象児童約6,200人/年）
世田谷の生きものの紹介による普及啓発	生 7-1-2	みどり政策課	区内の生きものに関する冊子の配布 目標：冊子配布による普及啓発（対象児童約6,500人/年）
多様な媒体を活用したみどり・生きもの情報の発信 【拡充】 【再掲】	生 6-1-1	みどり政策課	多様な媒体を活用した情報発信や生物調査結果をオープンデータとして公開するなど、情報共有や啓発を一層進めることにより、みどりの保全・創出、生物多様性の保全に向けた機運醸成を行う。
世田谷の自然とまちづくりに関する広報・情報発信 【再掲】	生 7-1-2	(一財)世田谷トラストまちづくり	トラストまちづくり情報誌等の紙媒体の発行、財団ホームページやメールマガジン、SNSなどにより、世田谷の自然やまちづくりについての普及啓発を進める。
ちょこっと空間づくり 【再掲】	生リーディング	みどり政策課	個人宅の庭やベランダ、商店街などで生きものが立ち寄る場をつくる工夫を動画で紹介し、生きものの生息・生育空間を増やす。 目標：動画配信（令和6年度新規動画公開）による「ちょこっと空間づくり」の推進
みどり確保のための基金周知 【再掲】		みどり政策課	「世田谷区みどりのトラスト基金」への寄附を、区報、ホームページ、ポスター掲示、パンフレット配布、イベントなど、様々な機会を捉えて周知する。
緑のカーテンの普及		みどり政策課	夏に、葉かげによって涼しい町をつくる緑のカーテンづくりを、緑のカーテンハンドブックの配布、見本となる公共施設での緑のカーテン設置などにより、普及する。
世田谷の自然や歴史的文化遺産保全等に関する書籍やグッズの販売等	生 7-1-2	(一財)世田谷トラストまちづくり	国分寺崖線散策マップ、ミニ野鳥図鑑、世田谷の近代建築発見ガイド、手ぬぐい等の販売・頒布を行う。
身近なみどりや生きものとふれあえる機会の創出		(一財)世田谷トラストまちづくり	野鳥や植物及び水生生物の観察会等、季節に合わせたイベントを開催する。

●取り組み内容

5-1-3. みどりの再生利用

個別取り組み

個別取り組み	生きもの 行動計画	所管課	個別取り組み内容・目標
緑化廃棄物の再生 利用の促進		清掃・リサイ クル部事業課	区内事業所から排出された剪定枝等の確実な再資源化へつなげるために、区内民間事業者の取り組みを推奨し、積極的に区外の搬入先自治体(再資源化施設所在自治体)と協議を行い、緑化廃棄物を受け入れてもらう。 目標：区内事業用大規模建築物の緑化廃棄物(剪定枝等)の再生資源化率 60%超に向上
暮らしにつながる 発生材の地域循環・ 活用 【新規】 〔再掲〕		公園緑地課 (一財)世田谷 トラストまち づくり	岡本公園をモデルとして、公園や街路樹の管理で発生した伐採木や石などの発生材を、樹林地管理や体験工作など地域で活かし、暮らしの中の新しい価値や豊かさを生み出すように資源を循環させる取り組みを進める。また、公園緑地の保全活動のほか、子どもの環境教育や意見交換、情報発信など暮らしとつなげる具体的な取り組みを推進する多世代交流の拠点づくりに取り組む。 目標：①再生資源循環の仕組みの検討・試行、 ②地域循環・活用の拠点づくり1か所

●取り組み方針

5-2. みどりのために行動する人材の育成

●取り組み内容

5-2-1. みどりと関わる体験・学習機会の拡充

生きものつながる世田谷プラン行動計画との関連性

取り組み方針	取り組み内容
7-1 生物多様性の普及啓発	生 7-1-1 生物多様性を伝える場づくり
8-1 生物多様性に関わる体験・学習の場づくり	生 8-1-1 学校や地域と連携した生物多様性に関する体験・学習機会の拡充
リーディングプロジェクト	せたがやカレープロジェクト 生きものモニター制度プロジェクト

個別取り組み

個別取り組み	生きもの行動計画	所管課	個別取り組み内容・目標
フィールドミュージアムの運営 【拡充】 〔再掲〕	生 8-1-1	みどり政策課	国分寺崖線の歴史的資産や魅力を伝える「きしべの路」「おもいはせの路」と、地域全体をひとつの学習・体験の場として捉え、世田谷の自然や生きものについて学べる「フィールドミュージアム」等とのコラボレーションによる拡充を検討、運営する。
(一財)世田谷トラストまちづくりビジターセンターの運営 〔再掲〕	生 7-1-1	(一財)世田谷トラストまちづくり	世田谷の自然環境や歴史的・文化的環境、また、まちづくりや身近な自然とふれあえる情報発信拠点としてのビジターセンターの運営及び緑地等を保全する地域団体やボランティア等の活動拠点づくりを行う。
せたがやカレープロジェクト 〔再掲〕	生リーディング	公園緑地課	活動団体、農業関連団体など様々な主体と連携して、区内農作物を使い、親しみのあるカレーなどを作るイベントを実施し、生物多様性への関心の向上や住宅都市の農業、農地の大切さの区民理解を醸成する。
ふれあい農園、体験農園、区民農園の推進 〔再掲〕	生 8-1-1	都市農業課	農地を身近に感じ、農業を理解してもらえよう、農作業を体験する機会として、ふれあい農園や体験農園、区民農園を運営する。 農地を活用した多世代のコミュニティの場として利用するなど、多面的な利活用を推進する。 目標：①ふれあい農園開園数(累計 57 園)、②体験農園開園数(累計 6 園)、③区民農園開園数(累計 22 園)
土と農の交流園講座の実施	生 8-1-1	市民活動推進課	講義と実習により野菜や花づくりなどに関する基礎を学習できる講座を開催する。
体験・学習機会の充実	生 8-1-1	(一財)世田谷トラストまちづくり 児童課 教育研究・ICT推進課	総合学習支援、多摩川での川遊び・水辺の生き物観察などの自然体験出張事業、区内小学校 10 校で SDGs に関連した 3 つのテーマ「食品ロス」「森林」「エネルギー」を選択できる環境出前授業、動物飼育支援活動(区・都)、移動教室、学校間交流事業、食に関する講座などを開催する。

個別取り組み	生きもの 行動計画	所管課	個別取り組み内容・目標
		学務課 消費生活課	
特別保護区の一般 開放 〔再掲〕	生 7-1-1	(一財)世田谷 トラストまち づくり	経堂五丁目特別保護区において、財団自主事業で養成したボランティアが、年 10 回程度の一般開放時に来場者に自然解説活動を実施する。
みどり生きもの に関する出前講座 などの開催 〔再掲〕	生 7-1-1	みどり政策課	みどり生きもの大切さを伝える場として、区民や学校向けの出前講座や講習会を開催する。
既存の自然体験遊 び場事業の拡充		児童課	乳幼児親子の自然体験遊び場事業であるプレーリヤカーを拡充する。 目標：①プレーリヤカー23 か所・240 回、②砧・多摩川あそび村週 5 日開園、出張事業 12 回
外遊び啓発、ネット ワークづくりの推 進		児童課	区民や活動団体等との協働により外遊び啓発事業を実施し、ネットワークづくりを推進する。
砧地域プレーパー クの設置に向けた 協働事業の実施 【拡充】 〔再掲〕		児童課	プレーパークを外遊びの拠点として、子どもたちの外遊びを進める。外遊びの啓発に取り組むとともに、砧地域に新たなプレーパークの設置を進める。 目標：区民との協働による砧地域プレーパークの常設化(週 5 日開園)と地域に向けた外遊び啓発活動の充実
ちょこっと空間づ くり 〔再掲〕	生リーディング	みどり政策課	個人宅の庭やベランダ、商店街などで生きものが立ち寄る場をつくる工夫を動画で紹介し、生きものの生息・生育空間を増やす。 目標：動画配信（令和 6 年度新規動画公開）による「ちょこっと空間づくり」の推進

●取り組み内容

5-2-2. みどりと関わる人材の育成

生きものつながる世田谷プラン行動計画との関連性

取り組み方針	取り組み内容
8-2 生物多様性保全の人材育成	生 8-2-1 生物多様性保全に関わる人材の育成

個別取り組み

個別取り組み	生きもの 行動計画	所管課	個別取り組み内容・目標
ボランティア向けの養成講座・イベントの開催	生 8-2-1	みどり政策課 公園緑地課	ボランティアに向けた、生物多様性保全の先進事例の見学会、専門家の派遣などを実施する。 目標：見学会の開催、講師派遣などの実施による人材育成
世田谷トラストまちづくり大学の開催	生 8-2-1	(一財)世田谷 トラストまち づくり	地域の花づくりリーダーを育成する「花づくり教室」など、身近なみどり保全やまちづくり活動に携わる人材を育成する各種講座を実施する。
みどりの推進員制度の活用		みどり政策課	区のみどり事業や活動に関する情報を提供することにより地域活動の啓発・支援を行う。 目標：情報通信の発行 2回／年
みどりを守り育てるボランティアの育成 【新規】		(一財)世田谷 トラストまち づくり	公園緑地や市民緑地などでみどりを守り育てる人を増やしていくため、各緑地で継続的に体験会を開催する。 目標：継続的なボランティア体験会の開催

●取り組み方針

5-3. みどりとともにある歴史・文化の継承

●取り組み内容

5-3-1. みどりとともにある歴史・文化の継承

生きものつながる世田谷プラン行動計画との関連性

取り組み方針	取り組み内容
9-1 世田谷らしい農の継承	生 9-1-1 地産地消の促進と伝統野菜の継承
9-2 歴史・伝統文化の継承と活用	生 9-2-1 伝統的な自然との関わり方の継承
リーディングプロジェクト	せたがやカレープロジェクト

個別取り組み

個別取り組み	生きもの行動計画	所管課	個別取り組み内容・目標
「せたがやそだち」の消費拡大 【拡充】	生 9-1-1	都市農業課	農家個人の直売所や JA 共同直売所での販売周知の継続、学校給食での「せたがやそだち」利用拡大に向けた支援、「せたがやそだち」使用店登録数の拡大、農家情報の充実を図る。 目標：①農産物直売所マップの発行・区ホームページでの周知（継続）、②学校給食での定期的な区内産農産物の供給支援（継続）、③「せたがやそだち」取扱店舗・事業者数 30 件
伝統野菜の継承	生 9-1-1	都市農業課	大蔵大根など世田谷にゆかりのある農産物の存続に向けた取り組みの支援 目標：伝統大蔵大根、伝統小松菜（城南小松菜）など、江戸東京野菜に登録されている農産物の存続に向けた支援
農業農地が有する多面的機能の情報発信 【再掲】	生 9-1-1	都市農業課	農業振興と農地保全を PR するイベント(夏季農産物品評会、農業祭、花展覧会(春・秋))を開催し、都市農業・都市農地の有する多面的機能への区民理解を醸成する。
せたがやカレープロジェクト 【再掲】	生リーディング	公園緑地課	活動団体、農業関連団体など様々な主体と連携して、区内農作物を使い、親しみのあるカレーなどを作るイベントを実施し、生物多様性への関心の向上や住宅都市の農業、農地の大切さの区民理解を醸成する。
民家園の運営	生 9-2-1	生涯学習課	次大夫堀公園民家園、岡本公園民家園では、世田谷の古民家を保存・公開するとともに、かつての世田谷の農村の生活文化を伝える取り組みを行う。
伝統行事や活動の継承	生 9-2-1	地域振興課 (各総合支所)	せたがやホタル祭りやサギ草市、せたがや梅まつり、サギ草講習会などの地域に根ざした行事や活動を継続する。
地域の歴史や伝統文化の継承と活用	生 9-2-1	生涯学習課	世田谷の歴史や文化を伝える文化財の保存・活用を進め、広く区民の方に、学習・体験の場や機会を設ける。また、地域の文化財の保護の活動を支援し、地域の伝統的な文化を継承していく。 目標：世田谷デジタルミュージアムのコンテ

個別取り組み	生きもの 行動計画	所管課	個別取り組み内容・目標
			ンツ内容の充実、地域の文化財保護の担い手の育成及び活躍の場の提供
歴史的文化遺産の 保全と活用	生 9-2-1	(一財)世田谷 トラストまち づくり	様々な専門家とのネットワークによる近代建築の保全と活用の相談に応じるとともに、その仕組みについて検討を進める。また、歴史的建造物の有効活用を推進するため、地域との連携によるイベント等を開催する。 目標：①様々な専門家とのネットワークによる近代建築の保全と活用の仕組みを検討し、試行する、②イベント等による歴史的建造物の有効活用の継続

5. 次期計画の策定に向けて

(1) 目標について

① みどりの量について

- ・ 区は、2008（平成 20）年 3 月に、区制 100 周年である 2032（令和 14）年に「世田谷みどり 33」として、みどりの量の豊かさを測る指標である、みどり率を 33%とする長期目標を掲げています。
- ・ 一方で、直近のみどりの資源調査（2021（令和 3）年度）では、みどり率が 24.38%であり、前回調査（2016（平成 28）年度）より 0.80 ポイント減少しました。新たな公園・緑地の整備や公共施設の緑化などにより、みどりが増加しているものの、みどり率 29%の達成には、約 268ha のみどりを創出する必要がある状況です。
- ・ 世田谷らしい多様なみどりを確保するため、2028（令和 10）年度からの次期「みどりの基本計画」の策定にあたっては、「世田谷みどり 33」の理念を引き継ぎながら、新たな目標年次や目標量を検討します。

② みどりの質について

- ・ 生物多様性に資するみどりの繋がり、みどりが生活に与える効果など、みどりには様々な機能があることから、「みどりの量」だけでは測れない「みどりの質」を向上させる取り組みを計画的に進めていく必要があります。
- ・ 近年、豪雨災害が多発・激甚化しています。みどりの創出や保全是、みどりが持つ雨水貯留浸透機能により豪雨対策に資する機能があるとされています。また、脱炭素社会の実現に向け、みどりの創出や保全是、Co2 吸収量の拡大につながるなど、みどりは多面的な機能をもっています。
- ・ また、質と量の両面でみどりづくりに取り組むためには、区民一人ひとりのみどりを守り育てる意識の醸成と具体的な取組みも重要となります。
- ・ 今後、次期みどりの基本計画の改定については、みどりの持つ様々な機能など、新たな要素を踏まえて目標を検討するなど、中長期的な将来を見据えた区のみどり政策を検討します。

(2) 生物多様性について

- ・ 国は、2022（令和 4）年 12 月に開催された COP15 で採択された「昆明・モントリオール生物多様性枠組」を踏まえ、2023（令和 5）年 3 月に閣議決定した「生物多様性国家戦略 2023－2030」では、2050 年ビジョン「自然と共生する社会」達成に向けた短期目標（2030 年ミッション）として「ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現」を掲げています。
- ・ また、東京都は 2023（令和 5）年に改定された東京都生物多様性地域戦略では、2030（令和 12）年までに生物多様性を回復軌道に乗せるネイチャーポジティブの実現を目標としており、取り組みを推進するために、「東京都生物多様性地域戦略アクションプラン」を策定しています。
- ・ 今後は生物多様性の観点からも、みどりの保全・創出の取り組みを進める必要があります。

す。そのため、国や東京都の動向を踏まえ、次期「みどりの基本計画」の改定に合わせて、「生きものつながる世田谷プラン」の中間見直しを行い、「自然と共生する社会」の実現に向け、具体的な計画の検討を進めてまいります。

- ・ また、みどりと生きものの関係は相互に補完しあうものであることから、みどりの基本計画及び生きものつながる世田谷プランを一体の計画として策定し、みどりと生きものに関する総合的な計画として取りまとめていくことを検討します。

世田谷区みどりの行動計画 及び 生きものつながる世田谷プラン行動計画

〈令和6年度 ～ 令和9年度〉

令和6（2024）年4月発行 （広報印刷物登録番号 No.2241）

編集・発行：世田谷区みどり 33 推進担当部みどり政策課

〒158-0094 東京都世田谷区玉川 1-20-1

世田谷区二子玉川分庁舎

電話：03-6432-7902 FAX：03-6432-7989

<http://www.city.setagaya.lg.jp/>